

第三十七回 衆議院議事速記錄第二十六號

大正五年二月十六日(水曜日)午後一時十五分開議

議事日程 第二十五號 大正五年二月十六日

午後一時開議

第一 華族世襲財產法改正法律案(政府提出費) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第三 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第五 簡易生命保險特別會計法案(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉 第一讀會

第七 日支銀行法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 滿洲銀行法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 元屯田步兵扶助ニ關スル法律案(請願委員) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 醫師法中改正法律案(山根正次君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 東北六縣國有林野下戻處分ニ關スル建議案(山根正次君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 金玉均表彰ニ關スル建議案(小林勝民君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 安房鐵道速成ニ關スル建議案(小林勝民君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 慢性傳染病豫防ニ關スル建議案(山根正次君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十五 濠洲及南洋ノ排日除去ニ關スル建議案(小西和出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十六 教育費國庫支辨ニ關スル建議案(鈴木萬次郎君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十七 有栖川神社建立ニ關スル建議案(鹿島秀磨君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十八 鐵道建設ニ關スル建議案(松田源治君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第十九 (特別報告第五十九號)營業稅法中改正ノ請願 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十 (特別報告第六十二號)庄内川改修ニ關スル請願 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十一 (特別報告第六十三號)加古川河川改修ノ請願 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十二 (特別報告第六十四號)岩木川水害除去工事施行ノ請願 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十三 (特別報告第六十五號)漁船避難港築造ノ請願 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十四 (特別報告第六十六號)網走港修築速成ノ請願 (委員長報告)

第二十五 (特別報告第六十七號)稚內築港速成ノ請願 (委員長報告)

第二十六 (特別報告第六十九號)農業資金融通ノ請願 (委員長報告)

第二十七 (特別報告第七十號)農業倉庫法制定ノ請願 (委員長報告)

第二十八 (特別報告第七十一號)米價調節ノ請願外七十五件 (委員長報告)

第二十九 (特別報告第七十三號)癩兵傷病兵及遺族優遇ニ關スル請願 (委員長報告)

第三十 (特別報告第七十四號)姫路城西ノ丸保存ノ請願 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第七十六號)乃美尾村ニ郵便電信局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第七十七號)鏡石村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第七十八號)木田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十四 (特別報告第七十九號)下之川村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十五 (特別報告第八十號)中名田村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告第八十一號)谷頭驛ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告第八十二號)菅生村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十八 (特別報告第八十三號)東仙道村ニ集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告第八十四號)二川村ニ集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四十 (特別報告第八十五號)三ツ木村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第八十六號)田幸村鹽町ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第八十七號)下大野村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四十三 (特別報告第八十八號)大濱村宮前ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告第九十號)耳村佐柿ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告第九十一號)脇町區裁判所白地出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告第九十二號) 下城井村安武ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告第九十三號) 上湧別村ニ登記所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告第九十四號) 東旭川村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告第九十五號) 元福島地方裁判所若松支部復舊ノ請願 (委員長報告)

第五十 (特別報告第九十八號) 青森地方裁判所弘前支那復舊ノ請願 (委員長報告)

第五十一 (特別報告第九十六號) 黑澤尻町ニ區裁判所新設ノ請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第九十七號) 小學校教員俸給國庫支辨ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十三 (特別報告第九十九號) 福山今市間輕便鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第五十四 (特別報告第一百號) 所子村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第五十五 (特別報告第一百一號) 廣島江津間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第五十六 (特別報告第一百二號) 野上旭川間輕便鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第五十七 (特別報告第一百三號) 厚岸網走間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

○議長(島田二郎君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

農事獎勵ニ關スル建議案 提出者 多木 象次郎君

航空事業國庫補助ニ關スル建議案 提出者 兒玉 亮太郎君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

物價騰貴ニ關スル質問主意書 提出者 高木 正年君

東京市政ノ監督ニ關スル質問主意書 提出者 黑須 龍太郎君

傳染病豫防ニ關スル質問主意書 提出者 鈴木 萬次郎君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス) 一去十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

外國債ノ整理償還ノ爲内國債ヲ發行スルコトニ關スル法律案 井原喜代太郎君 榊 敏之君 鈴木 寅彦君 安東 敏之君 鈴木 寅彦君 野添 宗三君 齋藤 桂次君

秦 豐 助君 兒玉 亮太郎君 鵜澤 總明君 松田 源治君 今 西 林 二郎君 西田 庄助君 高木 正年君 石橋 爲之助君 橋本 太吉君

一委員異動 簡易生命保險法案委員淺野陽吉君辭任ニ付キ其補闕トシテ津末 眞介君ヲ、同法案委員本田恆之君辭任ニ付キ其補闕トシテ福井三郎君ヲ、兵 役稅法案外一件委員宮原幸三郎君辭任ニ付キ其補闕トシテ有田溫三君ヲ、東 洋拓殖株式會社法中改正法律案委員山本悌二郎君辭任ニ付キ其補闕トシテ 植場平君ヲ、蠶絲業振興發達ニ關スル建議案委員尾崎元次郎君辭任ニ付キ其 補闕トシテ小西和君ヲ議長ニ於テ孰レモ選定セリ

○議長(島田二郎君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮リ致スコトガアリマス、病氣ニ付 昨十五日ヨリ十日間池田寅治郎君ヨリ請暇ノ申出ガアリマス、許可シテ御異議アリマ セヌカ

(一) 異議ナシ(ト呼フ者アリ)

○議長(島田二郎君) 御異議ガナイト認メマス、許可スルコトニ致シマス、次ニ簡易 生命保險法案委員會ヲ開キタイト云フ委員長山田珠一君ノ請求ガアリマス、御異議 アリマセヌカ

(二) 異議ナシ(ト云フ者アリ)

○議長(島田二郎君) 御異議ナイト認メマス、許可致シマス、日程第一、華族世襲 財產法改正法律案第一讀會ヲ開キマス

第一 華族世襲財產法改正法律案(政府提出貴族院 第一讀會 送付)

華族世襲財產法 (小字及ハハ貴族院ノ修正)

第一條 有爵者ハ、世襲財產ヲ設定シ又ハ之ヲ增加スルコトヲ得

第二條 世襲財產ノ設定又ハ增加ハ遺言ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三條 有爵者カ未成年者トシテ禁治產者トシテハ、準禁治產者ナルトキハ、世襲財 產ヲ設定、又ハ增加スルコトヲ得

第四條 有爵者カ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ家產ヲ治ムルニ堪ヘス又ハ之ヲ傾ケルノ虞アルトキハ家政協 議員會ハ本人ニ代リテ前項ノ認可ヲ申請スルコトヲ得

第五條 世襲財產ハ家實、不動産、登錄國債又ハ記名ノ有價證券ニ限ル

第六條 前條ノ認可ノ申請アリタルトキハ宮内大臣ハ目録ニ記載シタル財 產ヲ世襲財產ト爲スノ當否ヲ調査スヘシ

其ノ

其ノ

其ノ

其ノ

其ノ

其ノ

其ノ

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ宮内大臣ハ目録以外ノ財産ノ
狀況ヲ調査スルコトヲ得
第七條 宮内大臣ハ前條ノ調査ニ依リ支障ナシト認メタル財産ニ付第五條
ノ認可ノ申請アリタル旨ヲ一週間公告スヘシ
前項ノ公告ニハ土地ニ付テハ其ノ所在地目及面積、建物ニ付テハ其ノ所
在種類構造及建坪其ノ他ノ物件ニ付テハ其ノ品目種類箇數其ノ他必要ナ
ル事項ヲ掲クヘシ

第八條 前條ノ規定ニ依リ公告シタル財産ニ關シ權利ヲ有スル者及債權者
上ノ強制執行、假差押若ハ假處分ニ著手シタル者ハ前條第一項ノ公告期
間内又ハ其ノ期間滿了後二月内ニ之ヲ宮内大臣ニ申出ツヘシ
世襲財産ノ設定又ハ増加ノ認可ハ前項ニ定メタル期間滿了ノ後ニ非サレ
ハ之ヲ爲スコトヲ得ス
第九條 宮内大臣ハ世襲財産設定ノ認可ノ申請ノ全部又ハ一部ヲ認可スヘカラサル理由アリト認
ムルトキハ華族世襲財産審議會ニ諮詢スヘシ
華族世襲財産審議會ニ關スル規程ハ宮内大臣ノヲ定ム

第九條 宮内大臣ハ世襲財産ノ設定又ハ増加ヲ認可シタルトキハ其ノ旨及
第七條第二項ニ掲グル事項ヲ公告スヘシ
第十條 前項ノ規定ハ世襲財産増加スル場合ニ亦之ヲ適用ス
第十條 宮内大臣ハ華族世襲財産臺帳ヲ設ケ世襲財産ニ關スル事項ヲ登
録スヘシ
第十一條 世襲財産中登録國債アルトキハ國債登録簿ニ世襲財産タル旨ヲ
登録シ有價證券アルトキハ宮内大臣ハ之ニ世襲財産タル旨ヲ記入スルコ
トヲ要ス

第十二條 世襲財産ノ效力ヲ第三者ニ對抗スルコトヲ得ルニ至リタル日以
後ハ其ノ前ノ原因ニ基キ世襲財産ニ付所有權、質權又ハ抵當權ヲ有スル
者ハ○確定判決又ハ確定日附アル證書ニ依リテノミ其ノ權利ヲ主張スルコト
ヲ得
前項ノ規定ニ依リテ權利ヲ主張セムトスル者ハ其ノ旨ヲ宮内大臣ニ申出
ツヘシ

第十三條 世襲財産ハ家督相續人ノ之ヲ相續ス
第十四條 世襲財産又ハ其ノ法定果實ヲ收取スル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ質
權若ハ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得ス。株券カ世襲財産タル場合ニ於テ利
益又ハ利息ノ配當ヲ受クル權利ニ付亦同シ
第十五條 土地カ世襲財産タル場合ニ於テ
世襲財産ニ付地上權、永小作權又ハ地役權ヲ設定又ハ變更セムトスルト
キハ宮内大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
第十六條 世襲財産ノ權利ハ世襲財産ノ管理ニ因リテ生シタル權
利及不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求權ニ基キ場合ヲ除クノ外
般ノ先取特權ニ基キ之ヲ競買スルコトヲ得ス
第十七條 世襲財産ノ果實又ハ前條第一項ノ利益若ハ利息ニシテ他ノ財産ト混合セ
ルモノ亦前項ニ同シ

第十八條 世襲財産ノ效力ヲ第三者ニ對抗スルコトヲ得ルニ至リタル日以
後ハ其ノ前ノ原因ニ基キ世襲財産ニ付所有權、質權又ハ抵當權ヲ有スル
者ハ○確定判決又ハ確定日附アル證書ニ依リテノミ其ノ權利ヲ主張スルコト
ヲ得
前項ノ規定ニ依リテ權利ヲ主張セムトスル者ハ其ノ旨ヲ宮内大臣ニ申出
ツヘシ

第十九條 宮内大臣ハ世襲財産ノ廢止ヲ認可スヘキヤ否ヤニ付華族世襲財産審議會ニ諮詢スヘシ
第二十條 前條ノ規定ニ依リ確實有利ナル世襲財産ニ換フル爲メ世襲財産ヲ
廢止シタル場合ニ於テハ廢止ノ認可ヲ受ケタル者又ハ其ノ○家督相續人ハ認
可アリタル日ヨリ一年内ニ第五條ノ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ要ス
前項ノ期間内ニ申請ヲ爲ササルトキハ宮内大臣ハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ
申請ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得
第二條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リテ認可ノ申請ヲ爲スヘキ場合ニハ之
ヲ適用セム此ノ場合ニ於テ申請ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治產者ナ
ルトキハ其ノ法定代理人之ニ代リテ申請ヲ爲スコトヲ要ス

官報號外 大正五年二月十七日 衆議院議事速記録第二十六號 華族世襲財産法改正法律案 第一讀會 五七一

第二十二條 世襲財產カ
第十九條ノ規定ハ收用滯納處分、償還、滅失、其ノ他ノ事由ニ因リ世襲
前條ノ規定ハ收用滯納處分、償還、滅失、其ノ他ノ事由ニ因リ世襲
タルトキハ
ハ其ノ財產ヲ以テ世襲財產ヲ補充スヘシ此ノ場合ニ於テハ前條第
一項ノ規定ヲ準用ス
世襲財產ニ代リタル
前項ノ財產ニシテ他ノ財產ト混合セサルモノニ付テハ第十五條第一項ノ
規定ヲ準用ス

第二十條 前二條ノ場合ニ於テ宮内大臣ハ必要アリト認ムルトキハ管理
人ヲ選任シ世襲財產タリシ財產又ハ前條ノ財產及其ノ財產ノ處分ニ因リ
テ得タル財產ヲ世襲財產ノ設定又ハ増加ノ認可アル迄他ノ財產ヨリ分離
シテ管理スルコトヲ命スルコトヲ得果實又ハ配當ヲ受ケタル利益若ハ利
息ニシテ其ノ財產ト混合シタルモノニ付亦同シ
前項ノ規定ニ依リテ管理スル財產ハ管理人ニ依ラスシテ之ヲ處分シ又ハ
管理ニ因リテ生シタル權利ニ基カスシテ民事上ノ強制執行若ハ競買ヲ爲
スコトヲ得ス

第二十一條 前條第一項ノ規定ニ依リテ管理スル財產ノ果實ニ關シテハ第
十四條第一項及第十五條ノ規定ヲ準用ス其ノ財產中株券アル場合ニ於テ
利益又ハ利息ニ付亦同シ

第二十二條 有爵者爵ヲ失ヒ又ハ襲爵者ナキコト確定シタルトキハ世襲財
產ハ其ノ效力ヲ失フ
○失爵又ハ家督相續開始ノ時ヨリ

第二十三條 世襲財產ニ付第十二條第二項ノ申出アリタル後二月内ニ主張
ニ係ル權利ヲ消滅セシメ又ハ主張ニ對シ訴ヲ提起セサルトキハ世襲財產
ハ其ノ效力ヲ失フ
○初ヨリ世襲財產タル
前項ノ期間内ハ主張ニ係ル權利ニ基キテ競買ヲ爲スコトヲ得ス

第二十四條 管理人ノ選任アリタル場合ニ於テ本人、其ノ法定代理人又ハ保佐人カ世襲財產設定ノ
認可ヲ申請セサルトキハ管理人ハ遲滞ナク管理財產ニ付其ノ申請ヲ爲スヘシ
第二十五條 管理財產ハ管理人ニ於テノミ之ヲ處分シ又ハ管理ニ因リテ生シタル權利若ハ不法行為
ニ因ル損害賠償ノ請求權ニ基キテノ民事上ノ強制執行若ハ競買ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 世襲財產ニ關スル公告、登記又ハ登錄ノ費用ハ其ノ名義人ノ
負擔トス
第二十七條 宮内大臣ハ必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ世襲財產
ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得
第二十八條 宮内大臣ハ世襲財產ノ管理ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 本法ノ施行ニ關スル規程ハ宮内大臣之ヲ定ム
附則
從前ノ規定ニ依ル世襲財產及ヒ其ノ附屬物ハ本法ニ依ル世襲財產ト看做ス
本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ世襲財產ノ純收益ニ付他人ノ有スル權利ハ
本法施行後ト雖仍其ノ效力ヲ有ス本法施行前著手シタル差押又ハ假差押ニ
付亦同シ
○第四百四條中、創設ラ「設定」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加ヘ同法
「創設ラ「設定」ニ改ム
○第四百四十二條中「解除」ヲ認可シタルトキ「廢止」又ハ「失効」ア
リタルトキ「改メ同法第四百四條ニ左ノ二項ヲ加フ
○又ハ第八二
○三十八條
○三

第三十條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十一條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十二條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十三條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十四條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十五條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十六條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十七條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

第三十八條 華族世襲財產法第二十條ノ規定ニ依リ管理ヲ命シタル財產中不動産ア

ルトキハ當該官廳ハ遲滞ナク管理財産タル旨ノ登記ヲ登記所ニ囑託シ管理終了シタルトキハ其登記ノ抹消ヲ囑託スルコトヲ要ス

管理人カ其前項ノ管理中取得シタル不動産ニ付テハ管理人ハ取得ノ登記ト共ニ管理財産タル旨ノ登記ヲ申請シ管理終了シタルトキハ其登記ノ抹消ヲ申請スルコトヲ要ス

(内閣總理大臣伯爵大隈重信君登壇)

(拍手起ル)

○内閣總理大臣(伯爵大隈重信君) 華族世襲財産法改正法律案提出ノ理由ヲ簡單ニ述べマス、華族世襲財産法改正法律案ノ提出ノ理由ヲ申シマス、御承知ノ通り現行ノ財産法ハ明治十九年ノ制定ニ係ルモノデ、制定後殆ド二十年ヲ經過致シテ居マシタノデアル、從テ今日ノ實際ニ適セザル所ガ少ナクゴザイマス、且法典編纂前ノ法律ニシテ改正スベキ點ガ餘程多クテゴザイマス、此改正ノ必要ガアリマシタル爲メニ、今ヨリ凡ソ十三年以前ニ伊藤公ガ帝室制定調査局總裁タリシ頃、改正法律案ノ起草ヲ致シタコトガゴザイマス、其後皇皇至令整理委員ニ於テ之ヲ修正シテ一案ヲ作ッタコトガアリマス、今是等ノ案ヲ根本ト致シテ、現今ノ事情ニ適當スル改正案ヲ作リマシタノデアリマス、此改正法律案ヲ提出スルコトニナリマシタ次第デゴザイマス、政府提出案ニ對シテ貴族院ニ於テハ、昨年十二月以來十數回ノ委員會ヲ開キ慎重ナル審査ノ上修正ヲ加ヘラレマシタガ、提出案ノ根本ノ義ニ關シマシテ政府ノ提案ト差異ハゴザイマス、從テ政府ハ此修正ニ對シテ同意ヲ表シタ次第デゴザイマス、尙詳細ハ委員會ニ於テ説明ヲ申上ケルコトニ致シマスガ、何卒御協贊ヲ與ヘラレマシテ、一日モ早ク華族世襲財産制度ノ改善ヲ見ルヤウニ切ニ希望致シマス

○望月長夫君 議長

○高木益太郎君 議長質問ガアリマス

○議長(島田三郎君) 望月長夫君

○望月長夫君 私ハ此際ニ此法案ニ關係シテ一應質問ヲ申シタイノデアリマスガ、本案ハ華族世襲財産法デアリマシテ、華族ハ所謂皇室ノ藩屏ト云フコトデ、特ニ永久ニ其家格ヲ維持セシムルガ爲メニ法案ガ必要デアルト云フコトデ、法案ガ既ニ今日マデ實施セラレ、尙一層效力アラシムルヤウニ之ヲ改正シテ法案ヲ訂正サレタト云フコトハ申スマデモナイノデアリマス、私ガ茲ニ御尋ラ致シタイノハ、華族ガ皇室ノ藩屏デアルト云フコトハ申スマデモゴザイマスガ、人民ハ國家ノ藩屏デアル、人民アツテ而シテ國家アリ、人民ハ國家ノ上ニ於テ其基礎根柢ヲ爲ストコロノ最重要缺クベカラザルモノデアル、而シテ此人民ガ最も堅實ナル基礎アル永久ノ根柢アル人民ヲ有ツタ國程其國ガ鞏固デアルコトハ論ヲ俟タヌノデアリマス、然ルニ今日マデ曾テ我政府ニハ平民的言葉ヲ用井マズレバ、平民ノ世襲財産ト云フコトニ其注意ヲ振り向ケラレタコトガナイヤウデアアル、併ナガラ是ハ決シテ何モ私ガ事ヲ好シテ現ニ無イコトヲ申スノデモ、何デモアリマセヌ、現ニ最モ全世界ニ於テ最も進歩シタル民法ト稱セラレテ居ル瑞西ノ民法ニ於テハ、明カニ或程度ノ此平民ノ世襲財産法ヲ認メテ居ルノデアアル、近時時勢ノ激變モゴザイマスガ、社會一般ニ華美ノ風ニ流レテ、平民ノ子弟ニ年少氣銳ノ際ニ家督ヲ相續シテ、一朝ニシテ祖先傳來ノ田畑ヲ失ヒ、一家悲慘流離ノ有様ニ陥ル者ノ甚ク多イコトハ識者ノ共ニ憂フルトコロデアアル、之ニ對シテハ本法ニハ此家格ヲ維持スルニ必要ナルト云フ文字ガ使ハレテ居リマスガ、平民ニ於キマシテ此程度ノ隨分問題デゴザイマセウガ、祖先傳來ノ家格

ヲ維持スルニ必要ナル程度ニ、世襲財産ヲ認ムルコトハ極メテ重要ナルコトデアラウト思フ、殊ニ我日本國ノ如キ家ト云フモノガ即チ個人ヲ除キ、家ト云フモノヲ以テ一國ノ基礎ト致シテ居ル國ニ於テハ、最も重要ナル問題デアラウト思フノデアアル、政府ハ此點ニ對シテ如何ニ御考慮ニ相成リマスデゴザイマセウカ、既ニ御調査ニナリ、又將來ニ於テ之ヲ實施スル意思アルヤ否ヤ、若シ是ナシトスレバ、特ニ我國ニ於テ之ヲ必要トセザル特別ノ理由アリヤ否ヤ、此點ニ付テ政府ノ明確ナル御意見ヲ承テ置キタイト思フノデアリマス

(政府委員法學博士高橋作衛君登壇)

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 唯今ノ御尋ニ御答致シマス、現行ノ華族世襲財産法ヲ制定致サレマスル當時ニ於テ、其御質問ノ如キ問題ニ付テ十分ナル調査ハ遂ゲラレタルノデゴザイマス、即チ唯今ノ御引キナリマシタガ如キ瑞西ニ於キマシテハ家産制度ト云フモノガゴザイマス、其外獨逸聯邦ナドニモゴザイマス、諸外國ノ例ヲ見マシテ、日本ノ國家ト云フモノハ、即チ家族ト云フモノヲ本トシナケレバナラヌト云フヤウナ一家族ト申シマスノハ家ノ族デゴザイマスガ、家ト云フモノヲ根本ニ立テ、往カネバナラヌト云フ所カラ、日本ニ於テモ外國ノ如ク家産法ト云フモノヲ作ルト云フコトノ必要ガアリハセヌカト云フコトデ、十分ノ審査ヲ遂ゲラレタデアリマス、サリナガラ日本ノ國體ガ外國ト必ズ一致セネバナラヌト云フノデアリマス、ツマル所日本ニハ又自ラ一種ノ國體ガゴザマシテ、華族ハ即チ此處ニ在リマス華族世襲財産ノ、此華族ハ皇室ノ藩屏デアアル、ツレニ依テ一ツ此日本ノ皇國ノ基礎ヲ固クシテ往カウト云フコトカラ、外國ノ如ク家産法ヲ作ルト云フコトハ他日ノ問題ト致シテ、必要デアルトコロ、此華族世襲財産法ト云フモノヲ作ルト云フコトニ致シテ、現行ノ華族世襲財産法ガ出來上ラタト云フ次第デゴザイマス、今回此改正案ヲ起草致シマス際ニ於キマシテモ、十分ニ其點ハ審査致シマシタノデアリマスガ、免ニアレ差當リノ問題ト致シマシテハ、成立テ居ルトコロノ華族世襲財産法ハ時ノ事情ニ適應セヌ點モゴザイマス、民法商法其他ノ法文ト照シテ、修正改正ヲ要スル點モアルト云フ點カラ致シテ、此案ヲ提出シタノデアリマス、ツレバ御問ニナリマシタ所ノ問題ニ付テハ審査ヲ致シマシタノデ、將來ニ於テハ尙之ヲ研究シマシテ出スベキモノナラバ出スト云フコトニ致シマセウガ、免ニ角今日出シマシタ此改正案ハ、現在成立テ居ル所ノ華族世襲財産法ト云フモノニ付テノ改正案デゴザイマシテ、尙御問ニナリマシタ問題ニ付テハ研究ヲ繼續シタイト云フ積リデアリマス

○望月長夫君 議長

○議長(島田三郎君) 望月長夫君

○望月長夫君 今ノ問題ト違ツタ事ヲ今一ツ御尋シタイト思ヒマス、ツレハ此改正案ノ第三條、貴族院修正ノ第五條デス、貴族院ノ修正即チ政府ノ同意シタル貴族院ノ修正、之ニ依リマスル準禁治産者ニ對シテ保佐人ガ準禁治産者ヲ代表シテ世襲財産ノ設定認可ヲ申請ガ出來ル、之ヲ廢止スル場合ニモ同様ノ規定ガアルヤウデアアル、唯今總理ノ御説明ニ依リマスル點——今日デハマダ舊ト云フ言葉ハ變テゴザイマスガ、現行ノ華族世襲財産法ハ法典編成以前ノ規定デアツテ、法典ト一致セザル點ガアルカラ改正ノ必要ガアルト云フ、即チ改正ノ一理由トセラレタノデアリマスガ、此保佐人ガ準禁治産者ノ代表トナツテ、是ガ準禁治産者ノ意思如何ニ拘ラズ、代表者ガ設定ノ申請ヲスルコトガ出來ルト云フコトハ、民法ノ規定ト全ク相異ナル民法ノ規定ニ反シタル規定ト信ズルノデアリマス、民法ニ於テハ此後見人ガ準禁治産者ヲ代表シテモ保佐人ハ決シテ代表機關デハナイ、然ルニ本法ニ於テ——準禁治産者ト云ハバ精神知覺ノイ者デアアル、其精神能力ノ唯不十分デアルト云フ者ノ意思ヲ絕對ニ排除イテ其者ノ連

署ハ要ラヌ、保佐人ノミガ獨立シテ法定代表者トシテ、此申請ノ出來ルヤウニセラレタ
 ノハ如何ナル理由アルカ、殊ニ民法ノ規定ニ反シテ特ニ斯様ニ規定セラレタノハ如何
 ナル理由アルカ、此點ヲ伺ヒ置キタイ、之ヲ伺ヒマスルノハ實ハ私ノ眞意ヲ申シマスレ
 バ、華族世襲財產法ニ斯様ニ規定セラレテ民法ノ例外ヲ設ケルコトハ或ハ適當アルカ
 モ知ラヌ、或ハ餘儀ナイコトカモ知ラヌト思フカ、ドウモ民法ノ保佐人ナル者ノ規定ガ甚
 ダ不完全ナル、民法通りテハ民法ノ規定通りノ保佐人ノ目的ハ殆ド達シナイ、放蕩息
 子ガ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタル後ニ於テ、幾ラモ高利貸ノ金ヲ借りテ高利貸ハ其準
 禁治產者本人ヲ被告トシテ裁判所ニ訴ヘル、保佐人ハ代表機關ナシカラ獨立シテ取
 消ノ意思ヲ表示スルコトガ出來ナイ、裁判所ヘ出テドウモ出來ナイ、裁判所ハ
 決定ノ判決ヲシテシマフ、判決ヲシテシマフト直ニ強制執行ニ出テ參ル、出テ參ルハ餘儀
 ナク準禁治產者ノ財產ヲ競賣スルコトニシマフ、實ハ保佐人ハ後見人ノ如キ代表
 權ガ無イカドメニ、現行ノ保佐人制度ハ殆ド其實行ノ大部分ハ無クナッテ居ルノナル、
 政府ガ特ニ本法ニ於テ民法ノ保佐人ノ例外ノ規定ヲ設ケルコトヲ可ナリト認メラレタ
 ハ、特ニ此華族ニ限リテ特別ノ理由ガアッテ左様ニ認メラレタノナルカ、將又民法ノ規
 定ハ不十分ナルコトニ心付イテ此ニ斯様ニ例外ヲ設ケラレタノナルカ、私ハ其點ニ對
 シテ政府ノ詳細ナル御説明ヲ承ツテ置キタイ

○議長(島田三郎君) 高橋政府委員

(政府委員)法學博士高橋作衛君登壇

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 唯今此貴族院修正案 第五條ニ付テノ御尋
 ガゴザイマシタ、此準禁治產者ニ關シテ保佐人ガ家政協議員會ノ決議ヲ經テ世襲財
 產ノ設定ヲ申請シ得ルヤウニ致シマシタ實際上ノ理由ト申シマスルノハ、是ハ世襲財產
 ヲ設定スルコトノ必要アル場合ハ、斯ノ如キ場合ニ於テ最も多キヲ感ズル、斯ウニ云フコト
 ノタメニ準禁治產者ノ如キ場合ニハ華族世襲財產ヲ設定セシメタイ、就テハ當人ニ異
 存ガアルカモ分ラヌ、又何トモ分ラヌノモアリマセウ、其時ニ何トカシテ申請者ヲ置カナケ
 レバナラヌ、其場合ニ於テハ家政協議員會ト云フモノヲ設ケサセルコトニシマシテ、其議
 ヲ經テ保佐人ガ之ヲ申請スルコトヲ得ルヤウニ致シマシタ、サリナカラ 此保佐人ノ權能ト
 云フモノニ關シテハ、民法ニ於テ御説ノ如ク缺陷ガアルト云フコトニ氣ガ付カヌデモアリマ
 セヌガ、實際上ノ必要カラ斯クセネバ世襲財產ヲ設定シテ浪費セシムルコトヲ止メルコト
 ガ出來ヌダラウト云フ實際上ノ理窟カラ斯ク致シマシタノデ、之ヲ動機トシテ民法ノ方ヲ
 何トカ改メルト云フ改正ヲ要求スルト云フ考ガアッタノデアリマセヌ、斯ウニ云フコトガケテ
 御答シテ置キマス

○高水益太郎君 議長

○議長(島田三郎君) 高水君

○高水益太郎君 本員ノ御尋ヲシタイ點ハ、第一ハ國務ト宮中ノ事務トハ混同スル
 コトヲ許サヌト云フコトガ憲法上ノ原則デアリマスガ、此御配付ニナリマシタ華族世襲財
 產法改正法律案ノ一番シマイノ條文ヲ御覽願ヒマス、本法ノ施行ニ關スル規程ハ
 宮内大臣之ヲ定ムトゴザイマス、所ガ前ノ方ノ條文ヲ讀ンデ見マス、世襲財產ニ關ス
 ル公告登記登錄ノ規程又登錄國債若クハ有價證券ニ關スル規程株券又ハ社債券ニ
 關スル規程ハ華族バカリデハナイ、廣ク一般國民ノ第二者ニ影響ヲ生ズル事務デア
 ル、即チ一般國民ニ關スル事務デアルトスレバ、國務ニ屬スルト云フコトハ疑ヒナイ、其國務ニ
 屬スル事務柄株券又ハ社債券アレバ農商務大臣、登錄國債又ハ有價證券アレバ大
 藏大臣、公告登記又ハ登錄アレバ司法大臣ガ其規程ヲ拵ヘルトスレバ理窟ニ合フト

思フ、サウ云フ一般第三者ニ影響ヲ持ツ、即チ效力ノ如何ニ影響ヲ生ズル問題ニ付テ、
 尙宮内大臣ガ之ヲ決メルコトニナリマス、一般ノ國務ニ付テ宮内大臣ガ此規定ヲ決メ
 ルト云フヤウナコトニナッテ、憲法ノ原則ニ反スル嫌ヒガアルマイカ、第一ニ御尋シテ置キ
 タイ點ハ、現在ノ華族世襲財產法ノ下ニ於テドウモ位此不融通物ヲ拵ヘテ居ルカ、又
 今度ノ新シイ法律ニ依リテ不融通物ノ擴張シタノハドウモ位ノ金額ト云フモノガ不融通物
 トナツカ、即チ現在及將來ノ不融通物ノ價ヲ聞イテ置キタイ、第二ニ御尋シテ置キタイ
 イ事柄ハ、此法律ヲ見マスルト云フ第十七條、世襲財產ニ付地上權永小作權
 又ハ地役權ヲ設定又ハ變更セムトスルコトハ宮内大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス、斯ウ
 云フコトニナッテ居リマス、第八條ノ所ニ前條ノ規定ニ依リ公告シタル財產ニ關シテ權利
 ヲ有スル者又ハ民事上ノ強制執行假差押若クハ假處分ニ著手シタル者ハ前條第一項
 ノ公告期間内又ハ其ノ期間満了後二月内ニ之ヲ宮内大臣ニ申出ツヘシトスウナッテ
 居リマス、ソコデ今實際著々國民ガ關係ヲ持ツ顯著ナ實例ヲ舉ゲルト云フ、東京ニ於テ
 大キナル地面ヲ持ツテ居ルハ大華族デアアル、大華族ノ地面ニ對シテハ借地人ハ信用ヲ
 シテ民法施行前即チ明治三十一年前カラシテ建物ヲ持ツテ居ル、其建物ハ民法施行
 法ノ規定ニ依リテ建物ノ朽廢スル迄ハ借地權ガアルモノナリト認メマス、此本院ニ於テ
 先頃可決セラレタル建物保護法ニ依リテ、此建物登記ガ無クテモ第二者ニ對抗スルコト
 ガ出來ル規定ニナッテ居ル、既ニ借地人ガ安心ヲシテ此地面ニ居住シテ居ルノデアリマス
 ガ、此法律ニ依リテ見マスルト云フ、其地上權ト云フモノハ是ヨリ二箇月ニ宮内大臣
 ニ申出ラシナイト云フ、第三者ニ對抗力ヲ失フコトニナルノデアリマスカラ、借地人トシ
 テハ甚ダ迷惑ナコトニナリマス、華族ノ爲ニ特別ナル法律ヲ拵ヘタニ付テ即チ此改正案
 ノ第八條ニ依リテ公告シタル財產ニ關シテ權利ヲ有スル者ト云フ以上ハ、地上權者ハ即
 チ權利ヲ有スル者デアアル、此法律ノ期間内ニ於テ宮内大臣ニ申出ラシナイト云フ、地
 上權トシテ對抗ノ出來タモノガ對抗ガ出來ナクナル、華族ノ爲ニ特別ナル新シイ立法ガ
 アルカドメニ、從前ノ借地人ノ既得ノ地位ヲ動カスト云フノハ如何ニモ氣ノ毒ナ感ガ致
 シマス、又借地人タル者ガ立派ナル華族サンニ向ッテ苦情ガマシイコトヲ言フノハ情ニ於テ
 堪ヘラレヌコトデアアル、又立法政策ノ上カラ申シマシテ平地ニ波瀾ヲ起サセテ、地主ト借
 地人トノ間ニ衝突ノ起ルコトハ忌ムベキコトデアリマス、殊ニ大華族ニ於テハ德義ノ高イ
 人ガアリマスガ、其間ニ三太夫ガアッテ此借地人ノ權利ヲ蹂躪スル者ガナイトハ言ヘヌ、
 若シ地上權ニ於テサウ云フ規定ヲナサルト云フナラバ、何ガ故ニ賃借權ニ付テ同様に
 ル規定ヲサレヌノデアアルカ、特ニ地上權ノミニ斯ル規定ヲ出シタノハドウ云フ趣意デア
 ルカ、斯ウニ云フコトヲ第二ニ伺ヒ置キタイ、第四段ニ伺ヒ置キタイノハ(委員會ニ願ヒマス)

「默」(質問ハ權利ナリト)呼フ者アリ)大切ナルコトデアリマス、望月君ノ御質問ノ如
 ク今日ハ四民平等ノ世ノ中デ、特ニ此國民ノ上流デアアル貴族ノ爲ニ斯様ナル立法ガ
 ル以上ハ、ソレヨリ少シ急ナルモノガアリマス、今日ハ上下ノ間ヲ隔離セヌヤウニ先ズ
 以テ國民ノ保護ト云フモノヲ第一ニシナケレバナラヌ時代デアアル、即チ一面ニ家族ノ保護
 ニ關スル社會的立法ト云フモノガ急務デアアル、唯今高橋法制局長官ノ答辯ニ依リテ、
 追テ決メルト云フコトデアアル、吾々ノ見ル所ニ 吾々ハ國民代表ノ議員トシテ先ア以テ
 不完全ナカラ十九年ノ法律ガアル、一方ニハ全ク法律ガナイノデアアル、而シテ此生活ノ
 困難ハ益々甚シクナルノデアリマス、若シモ少シノ債務ノ爲ニ其家族ノ財產ニ
 及ボシテ差押ヲ受ケルコトニナルト一家離散スル、ソレヲ防グトコロノ法律ヲ先ア第一ニ
 作ルノガ順序ノ上カラ言ヘバ急務デアリカト考ヘマス、ソレニ對シテ追テト云フ言葉デア
 リマスケレドモ何時迄ニ政府ハ之ヲ提案ナサル御考デアアルカ、其提案ノ時期ヲ明確ニ一ツ

答ニテ貫ヒタイト云フコトヲ、吾々ハ第四ニ御尋ラシテ見タイ

(政府委員法學博士高橋作衛君)

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 此高木君ノ御尋ニ御答シマスガ、第二十二條ニ本法ノ施行ニ關スル規定ハ宮内大臣ノヲ定ムトスウゴザイマス、現行法ニモアリマス通りツマリ此施行ノ手續法アリマス、細則アリマス、施行細則ヲ定ムル實體ノコトニ關シテハ、是ハ御説ノ通り此法文ニ一々規定スル必要ガゴザイマスガ、唯手續ノコトニ至リマシテハ、是ハ宮内大臣ニ於テ之ヲ定ムルコトハ現行法ノ通りテ構ハナイト云フ意味アリマス、而シテ此第二ノ御尋ノ不融通物ヲ指ヘルト云フコトハ、是ハ其高ニ依ッテハ重大ナ問題デアルト云フ御尋ニ付テハ、社會經濟ノ上カラ見テ重大ナル御尋ト思ヒマス、隨ッテ其點ニ付キマシテハ十分ニ考慮ヲ致シマシテ、例ハ營業財產ト云フヤウナモノヲ、ソレヲ不融通物ニスルト云フコトハ避ケルヤウニ致シタイ、其華族ノ家格ヲ維持スルニ必要ナルトコロノ範圍内ニ於テハ之ヲ世襲財產トスル、斯ウ云フコトニ致シマシテ最高限ヲ極メテアリマス、而シテ現在ノ取調ニ依リマスト華族世襲財產ノ設定ハ強制的デゴザイマセヌカラ、現在華族ノ數ガ九百十九人アル所ヘ二百五十八人位シカ設定スル人ガナイ、而シテ其設定シテアルトコロノ金ノ高ト云フモノモ想像スルヨリハ少額ナモノデアリマス、是ハ細カイ表ガ出來テ居リマスカラ表ヲ差上ケルコトニ致シマセウ、而シテ……

○高木益太郎君 將來ノ見込ハドノ位デアリマスカ

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 將來ノコトハチヨット明確ニハ申上ケカネマシガ……

○高木益太郎君 結果デス

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 此世襲財產ノ設定スル人ハ殖エルダラウト思ヒマスガ、ドウモ其人ノ數トカ高ト云フモノハ強制的ニナッテ居リマセヌカラ、其所ハチヨット明確ニ御答致シカネマシガ、今ノ所デハ華族ノ數ノ四分ノ一位カ設定シテ居ラス、其數ガ極メテ少ナイ、ソレガ急ニ増加シヤウトハ思ヒマセヌシ、此度ハ最高限ガ極メデアリマスカラ人ノ數ガ殖エタトシテ見テモ設定サルル財產ノ高ハ非常ニ殖ヘルモノトハ思ヒマセヌ、而シテ第三ノ御尋ノ永小作權ノコトデゴザイマス、此第十七條ノ條文デアリマス、是ハ唯……

○高木益太郎君 世襲財產ノ現在ノ額ハドノ位デス

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 詳細ニ……

○高木益太郎君 詳細デナクモ大凡デ宜シ

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 世襲財產ノ高ヲ申シマセウ、例ハ公債トカ、日本銀行トカ、第十五銀行トカ、郵便會社トカ、サウ云フヤウナ株券等デゴザイマスネ、サウ云フモノ、株券ヲ申シマスルト十二万九千四百三十九株、ソレカラ金ノ高ヲ申シマスルト千八百萬圓バカリデアリマス、先ヅソレナモノデアリマス、ソレカラ土地ナドニ付キマシテモ細カイ表ガゴザイマスガ、是ハ明確ナルコトヲ表デ差上ゲマセウ、ソレカラ第三ノ御尋ノ永小作權ノ設定地上權ノ設定、其設定變更ノ事ニ就テハ宮内大臣ノ認可ヲ經ヨト云フコトデカ此法ニ規定シテアルノデゴザイマシテ、御尋ノ如キ御心配ハナカラウト考ヘルノデゴザイマス、ソレカラ第四ノ御尋ノ家産法ヲ作ルコトガ最モ急務デアル、斯ウ云フ御意見デアリマス、其御意見ニ對シテ反對ヲ申述ヘル必要ハナイト思ヒマス、ソレハ洵ニ御尤トモ存ジマスルガ、是ハ自カラ此問題トハ別問題デゴザイマシテ、是ハ別ニ研究スル積リデアルト云フコトハ先程申上ゲタ通りデアリマス、サリナガラ斯ノ如キ必要ナルモノ

ヲ何故疎カニシテ居ルカト言ハバ、疎カニハシテ居リマセヌ、然ラバ何時サウ云フ法案ヲ提出スルカト云フト、遺憾ナガラ今日テハ御答申スコトガ出來マセヌ

○高木益太郎君 此借地權ノコトニ付テ、法制局長官ガ問ヒノ意味ヲ能ク御了解ニナラヌヤウニ思ヒマスカラシテ、尙一言質シテ置キタイノデアリマス、私ノ方ノ考デハ、第八條ノ公告シタル財產ニ對シテ權利ヲ有テ居ル者ハ法定ノ期間内ニ宮内大臣ニ申出ロト期ウ云フコトニナッテ居リマス、申出ナケレバ即チ其權利ヲ對抗スルコトガ出來ナイ、サウスルト從來華族ノ地面ニ借地シテ居ル者、即チ地上權ヲ有テ居ル者ガ申出ナイコトニナルト、其權利ヲ對抗スルコトガ出來ナイ結果ニナリハセヌカト、斯ウ云フノデアリマス、其點ニ付テ法制局長官ノ意見ヲ聞キタイ、又申出テモ申出ナクモ宜シイト云フノナラバ、第八條ノ規定ハ要ラナイ、申出ツヘシト云フノデアリマスカラ、其期間ノ内ニ申出ナイト其權利ガアツテモ對抗スルコトガ出來ナイヤウナ結果ガ、生シハセヌカト云フコトヲ吾々ハ心配シテ居ル

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 議長

議長(島田三郎君) 高橋政府委員

(政府委員法學博士高橋作衛君)

○政府委員(法學博士高橋作衛君) 高木君ノ御尋ニ對シテ先程御答ラシタトコロニ補ヒマス、第八條ヲ御引キナリマシテ申出ヲ爲サナケレバ……一定ノ期間内ニ申出ヲ爲サヌケレバ對抗スルコトガ出來ナイト云フ御心配デゴザイマスガ、是ハ對抗シ得ルト云フデアリマス、對抗シ得ルト云フ頭デアルノデス

○高木益太郎君 對抗ハ出來ルト云フ……

○政府委員(法學博士高橋作衛君) ハイ、デスカラ御心配ハナカラウト思ヒマス

○高木益太郎君 デハ委員會デ尙御尋致シマス

○片岡直温君 唯今ヨリ豫算委員會ヲ開キマスカラ、委員諸君ハ豫算委員會ヘ御參集ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 質疑ハ既ニ盡キタト思ヒマス、依テ第二ニ移リマス、日程第二、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○福田又一君 本案ヲ議長指名十八名ノ特別委員ニ付託シ審査セラレムコトヲ望ミマス

(贊成々々)ノ聲起ル

○議長(島田三郎君) 福田君ノ議ニ御異議ガナイト認メマス

(異議ナシ異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 議長指名ノ十八名ノ委員ニ付託スルト云フ福田君ノ議ノ如ク決シマス、諸君ニ御紹介致シマスルガ、小久保喜七君

○小久保喜七君 此際總理大臣ニ質問シタイト考ヘマス

○議長(島田三郎君) 小久保喜七君

登極令違反ニ關スル再質問

(小久保喜七君登壇)

○小久保喜七君 私が先日質問ヲ致シマシタ登極令違反ニ關スル質問ニ對シマシテ、總理大臣カラ御答辯ガゴザイマシタガ、其御答辯ガ甚ダ要領ヲ得ナイノデゴザイマスカラ、更ニ今日再質問ヲ致シマスル考デゴザイマス、第一ノ總理大臣ハ帳舎ノ内ニ在ッテ

而モ其日午後ニハ紫宸殿ノ御儀ヲ勤メ、又其紫宸殿ノ御儀ヲ勤メテ後ニハ旅舎ヘ歸テ新聞記者ヲ引見シタト云フ、ドウ見テモ御病氣ノ如キ體ハナカッタノデアアル、御病氣ノ如キ體ガナカッタニモ拘ラズ總理大臣ハ、ナゼ代理ヲシテ供奉セシメタノデアアルカト云フコトヲ私ガ質問致シマシタニ付キマシテハ、總理大臣ノ答辯テハ身體ニ故障ガアルト云フ御答辯デアアルノゴザイマス、サテ御病氣デナクテ身體ニ故障ト云フコトハ如何ナル故障デアアルカ、此點ニ付テ先ツ私ハ質問ヲ致シタイノデアアル、當時一ツノ説ガアッテ、此説ハ事實トシテ傳ハッテ居ルノハ何デアアルカト云フト、第一其時分總理大臣ノ家ヤ内閣ニ向ッテ、國家ヲ憂フル者ガ無名或ハ記名ノ投書ヲ寄越シタ、投書ニハ苟モ跋ノ者ガ賢所大前ノ儀ヲ勤ムルト云フコトハ日本國ニ於テハ不祥トシテ居ル、若シ貴殿ガ之ヲ勤メタナラバ實ニ國家ノ不祥デアアルカラ、貴殿ノ命ガナイゾト云フコトノ投書ガ殆ド二千ニ達シタト云フコトデアアル、ソコテ總理大臣モ心配ノ上現内閣ノ參政官ノ一人ニ相談ヲシタ、其參政官ト云フ者ハ神官ニ深キ關係ヲ有ッテ居ル、其參政官ニ相談ヲ致シテ、實際ニ日本ノ古典テハサウデアアルカ取調ヲシテ貫ヒタイト云フコト、其參政官ガ段々調ベテ見ルト、ドノ神官モツレハイケナイト言ハレタノデ、遂ニ之ヲ中止スルト云フ氣ガ出タノデアアルト云フコトヲ私共聞イテ居リマス、サア若シ是ガ事實デアレバ、投書ノタメニ恐怖シテ、此尊ムベキ御役ヲ勤メナカッタト云フニ至ッテハ、實ニ卑怯未練ノ總理大臣デアアルト私共ハ思フノデアリマス(拍手起ル)又二ツノ説ニハ斯ウ云フ説ガアル、其日ノ御儀ト云フモノガ、或ハ坐リ或ハ膝テ歩カケレバナラズデアアルガ、總理大臣ハ片足デアアルコトガ出來ズ膝テ歩ムコトガ出來ナイ、即チ膝行坐拜ガ出來ナイノデ、已ムヲ得ズ其日ハ辭シテ代理ヲサセテノデアアルト云フ風評ガアリマスガ、果シテ此風評ガ本當デアレバ實ニ怪シカラヌノデアアル、ナゼト云フニ總理大臣ノ足ノ片足ニナッタト云フコトハ今始マッタノデアアル、明治二十一年カラ片足ニナッタノデアアル(拍手起ル)シテ見レバ、此一ツノ説以外ハ何デアアルカ、身體ノ故障ノ病以外ニ身體ノ故障ト云フコトハ何事デアアルカ、斯ノ如キコトハ答辯ノ限ニアラズト初カラ言フノナラバ免ニモ角ニモ、身體ニ故障ガアリトマデ言フ以上ニハ、其故障ト云フコトハ如何ナルコトデアアルカト云フコトヲ問ヒマスノハ、是ハ當然ノ質問デアアルト私ハ信ズルノデアアル、而シテ第二ノ私ノ質問ト云フモノハ、若シ故障ガアッタト致シマシタナラバ、ドウシテモ總理大臣ト云フモノハ、臨時總理大臣ヲ奏請スルノガ其體ヲ得テ居ルモノデアアルト云フモノ、先日モ私ガ申上テル通り、登極令ニハ明カニ供奉スベキモノガ限定シテ居ルカト云フト、先日モ私ガ申上テル供奉スベキモノニナッテ居ル、斯ク限定シテ居ル以上ハ、他ニ何カ法律或ハ勅令ガアルト致シマシテモ、之ヲ應用セズ、出來ルカケ此登極令ト云フモノ、明文ヲ全ウセシムルノ道ヲ取ッテコソ、始メテ私ハ臣道ヲ盡シタモノデアアルト考ヘル、即チ斯ル場合ニハ臨時總理大臣ヲ奏請致シサヘスレバ此條文ニ少シモ瑕ガ付カズ、明カニ此條文ニ適スル通りノ行動ガ出來ルノニ、此行動ヲ取ラナカッタト云フコトハ甚ダ不都合デアアルト云フモノガ如何、縱シ百歩ヲ譲リ總理大臣ノ答辯デアハ、内閣官制第八條ニ依テ代理セシメテモ宜シトスルモ、代理セシメタナラバナゼ明カニ官報ニ依テ之ヲ公布シナイノデアアル、問題ハ此處デアリマス、御大禮ノ性質ト云フモノハ諸君如何ナルモノデアアル、御大禮ノ性質ハ私ノ申上テルマデモナイ、數月前ニ其時日ヲ定メルト云フコトハ準備ノ周到ヲ期スルノモ一原因デアラウガ、之ヲ廣ク深ク國民ニ知ラシムルト云フコトガ第一デアラウト信ズル、諸君ハ定メシ之ヲ御覽デアリマセウ、大禮ノ要旨ナルモノガ文部省カラ出テ諸君ニモ頒布ヲ致シマシタガ故ニ、私ノ意見ヲ申ゲマスルヨリ、寧ロ此大禮ノ要旨ニ就テ申上テタ方宜イト思ヒ

マス、此大禮ノ要旨ナルモノニ依テ見マシテモ、即位ノ禮ノ儀ト云フモノガ明カニ書イテアル、踐祚ト云フモノト即位トハ同ジヤウデアアルガ、即位ノ禮ト云フモノハ位ニ即イタト云フコトヲ 皇祖ニ告ケルノト、今一ツハ國民ニ明カニ宣シ給フト云フコトガ是ガ其踐祚ノ禮ト違ッテ、天下ニ公布スルト云フノガ主義デアアル、是ハ神武天皇以來三千年間今日マデ傳ハッテ來テ、而シテ 先帝陛下ニ至ッテ登極令トシテ現ハレタモノト云フコトガ明カニ書イテアル、即チ位ヲ踐ムト云フコトガケナラバ踐祚ノ禮宜イカ、即位ノ禮ト云フモノハ天下ニ向ッテ公布スルト云フコトガ、是ガ即位ノ禮ノ性質ゴザイマス、既ニ即位ノ禮ノ性質ニ於テ天下ニ公布スベキモノデアリ、而シテ其時日ハ數月前ニ之ヲ公布シテアルト云フ上カラ見マシテモ、苟モ 皇室ノ御方ニ次テ筆頭ニ供奉スベキ總理大臣ガ、假令第八條ヲ應用スルコトガ出來ルトシテモ、ドウシテモ此禮ノ精神ハ天下ニ向ッテ官報ヲ以テ公布スベキガ當然デアアル、即チ必ズ公布シナケレバナラズモノト信ズル、然ルニ此答辯ハ諸君何事デアアル、全ク第一項ト第二項トハ矛盾シテ居ル、第一項ニ於テハ私ノ質問致シタ文字ヲ其儘取ッテ居ル、即チ賢所大前ノ儀ト云フモノハ神聖ニシテ最モ嚴肅ニ行ハナケレバナラズモノデアアルト云フコトヲ明カニ書イテアルニ拘ラズ、第二項ハ何事デアアル、第二項ハ即チ第八條ニ依テ代理セシメタモノデアアル、而シテ必ズ公布スベキモノニ非ズト云フコトガ書イテゴザイマスガ、實ニ私ハ此詞ハ不敬ノ詞デアアルト確信スル、ナゼナレバ必ズシモトハ何事デアアル、普通ナラバ斯様ニシナケレバナラズガ、輕イモノナラバ必ズシモサウシナイデモ宜イト云フ時ニ用井ルノデアアル、御大禮ト云フモノハ日本國ニ於テ第一ノ禮デアアル、即チ憲法第一條ニ書イテアル、統治者ガ位ニ即カレト云フコトヲ國民全體ニ宣布スル、是レ以上ノ大禮ハ必ズ公布シナケレバナラズ、此場合ニハ嚴格ニ解釋シテ、一モ懈怠スルコトナキコソ正當デアアルノニ、必ズシモ公布スベキモノデアリナゾト云フ詞ヲ用井ルニ至ッテハ、全ク御大禮ノ精神ヲ没却シ、登極令ノ明文ヲ無視シタモノデアアルト云フモノ、私ハ何ノ言辭モナイノデアアラウト信ズルノデアアル、此點ニ付テ明カナル答辯ヲ請ヒタイノデアアル、私共ノ考デハ斯ノ如キ場合ニハ必ズ公布シナケレバナラズ、御大禮ノ性質ニ依テ然ルベキモノデアアルト云フコトヲ確定致スルノデアアル、諸君、私ガ言ハストモ諸君ノ御承知ノ通り、日本國ノ世界ニ卓越シタ所以ハ皇室中心主義デアアル、故ニ我國ノ大宰相タル者ハ機會アル毎ニ其行ヒヲ以テ皇室ノ尊嚴ヲ示サナケレバナラズ、百言ハ一行ニ如カズ、斯ノ如キ式ヲ略シ法ヲ蔑ニシテ、所謂輕忽粗略ノ所爲ヲ致シテ皇室ノ尊嚴ヲ抱ラズ、斯ノ如キ式ヲ略シ法ヲ蔑ニシテ、所謂輕忽粗略ノ所爲ヲ致シテ皇室ノ尊嚴ヲ汚スト云フ如キ嫌ヒノアルニ至ッテハ、深ク私ハ悲ムノデアリマス、而シテ私ハ先日モ申上グル通り本問題ヲ決シテ政爭ノ渦中ニ入レント欲スルモノデアリナイ、現内閣ト爭フニ於キマシテハ政治問題ハ少キヲ嫌ハズ、多キヲ嫌フノデアアル、私ガ斯ノ如ク屢々質問致シマスル所以ノモノハ、是ガ今後ノ例ト相成ッテ、將來總理大臣ガ而モ其身體ノ故障ノ爲メニ或ハ自分ガ天下ノ非難ヲ恐レ自ラ奉仕スル能ハザル場合ニ、斯クノ如ク輕忽粗略ノコトガ御大禮ニ屢々行ハレルトコトガ例トナルト云フコトヲ深ク悲ムノデアリマス、私ハ之ヲ匡サンガ爲メニ質問致スノデアアリマスカラ、何卒總理大臣ニ於キマシテハ、之ヲ政爭ノ具ニ供スルモノデアアルナドト云フヤウナ考デナク、將來ノ例トシテ斯様ナコトガ善イカ惡イカト云フコトヲ深ク考慮ニナッテ、御答辯アラムコトヲ希望スルノデアリマス

(内閣總理大臣伯爵大隈重信君登壇)

○内閣總理大臣(伯爵大隈重信君) 唯今小久保君ヨリ縷々御質問デアリマシタガ、既ニ過日ノ質問ニ對シテ詳細ナル答辯ヲ致シテ置キマシタガ、之ニ満足サレナカッタト存ジマス、事ハ頗ル簡單デアリマスガ亦頗ル重大ナル問題デアリマスルカラ、成ルカケ誤解ヲ

避ケル爲メニ私ハ十分考慮シテ、書面ヲ返答致シマス

○議長(島田三郎君) 日程第二ニ移リマス

○廣岡宇一郎君 私人簡單ニ此事ニ關聯シテ總理大臣ニ質問致シマス

○議長(島田三郎君) 質問日デハナイト呼フ者アリ、議長々々呼ヒ發言ヲ求ムル者多シ

○議長(島田三郎君) 暫ク……過日ノ決定ハ、此事ニ限ッテ小久保君ノ請ヲ容レルト云フコトニ決シテアリマス

○廣岡宇一郎君 質問者ニ非ズト雖モ此問題ニ關聯シテ許スト云フ議會ノ先例ガアリマス

○議長(島田三郎君) フレハ議長ノ見解トシテハ……

○廣岡宇一郎君 此先例ヲドウナサル

○議長(島田三郎君) 此質問ニ付テハ……之ニ關聯シテ何モ先例ハアリマセヌ

○廣岡宇一郎君 之ニ關聯シテ問題デアリマス

○議長(島田三郎君) 此間ノ決定トハ違ヒマス、此間ノ決定ハ小久保君ノコトニ付テ特ニ……問題ハ一ツ人ハ一人ノ制限デアリマス

○議長(島田三郎君) フレハ議長ノ見解トシテハ……

○廣岡宇一郎君 唯今ノ問題……

○議長(島田三郎君) ソレハ議長ノ見解ト違ヒマス、御許シスルコトハ今ハ拒ミマス

○議長(島田三郎君) 靜カニ……

○廣岡宇一郎君 重大ナル問題デ、國民疑惑ノ間ニアル問題デアルカラ之ヲ明カニスルガ宜シデアリマセヌカ

○議長(島田三郎君) ソレハ院議ニ諮フノ外進行ノ途ハアリマセヌ

○廣岡宇一郎君 何故ニ拒ムデアリマス

○議長(島田三郎君) フレハ院議ニ諮フノ外進行ノ途ハアリマセヌ

○廣岡宇一郎君 發言ノ許可ヲ得テ居リマス

○議長(島田三郎君) 發言ハ許シマセヌ、靜肅ニ……

○議長(島田三郎君) 發言ハ許シマセヌ、靜肅ニ……

○廣岡宇一郎君 衆議院ノ典例ニ通ジテ居ル人ガ二人居リナガラ……

○議長(島田三郎君) 廣岡君ノ見解ト議長ノ見解ハ違ヒマス……

○議長(島田三郎君) 廣岡君ノ見解ト議長ノ見解ハ違ヒマス……

○議長(島田三郎君) 院議ニ諮フノ外救フ途ハアリマセヌ

○議長(島田三郎君) 唯今ノ事ハソレダケデアリマス

○議長(島田三郎君) 院議ニ諮フ者アリ

○廣岡宇一郎君 議場ノ同意ヲ得ナケレバナラヌト云フナラ……

○議長(島田三郎君) 院議ニ諮フ者アリ

之ニ付テ疑義ガアレハ院議ニ諮ウテ之ヲ決スルト云フノガ衆議院規則ノ明記シテアルトコロデアリマス

○小川平吉君 其事ニ付テ發言ヲ求メマス

○議長(島田三郎君) 何デスカ小川君——議長ノ唯今ノ宣告ニ付テ御異議ガアリマスカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ又「異議アリ」ト呼フ者アリ議場騒然

○小川平吉君 唯今ノ御宣告ノ趣意ハ能ク分リマシタガ……

○議長(島田三郎君) 然ラバ小川君ノ其意味ニ限ッテノ應酬ヲ致シマス、其意味ハ議長ト小川君ノ見解ヲ定メル爲メノ應答デアリマス

○小川平吉君 私人失禮ナガラ問題ノ外ニ脱出スルヤウナ發議ハ致シマセヌ、唯今ノ議長ノ御宣告ニ依ッテ先般ノ質問ノ事件ニ對シテ院議ヲ以テ今日總理大臣出席ノ場合ニ於テ質問スルコトニナツタ、其場合ニ於テ問題ヲ限ッテコトハ勿論デアリマス、併ナガラ人ヲ限ッテ云フコトハ吾々ハ更ニ記憶致シテ居リマセヌ、此人ヲ限ルト云フ如キ左様ナ筋違ノコトノアルベキ管ハナイト私ハ考ヘル、問題ハ火曜日ニ於ケルトコロノ問題デアラガ、唯今議長宣告ノ通り重大ノ問題デアリ、前途ノ都合モアルト云フカラ特ニ今日總理大臣出席ノ場合ニ於テ、質問應答スルコトニ云フコトニナツタノアル、質問ト云フモノハ何ノ爲メニスル、議案ノ性質ヲ分明ナラシメ政府並議會ノ意見ノアルトコロヲ明カニスルガ爲メアル、即チ先例ニ於テモ或事件ガ生ジテ或質問者ガ質問シタル場合ニ於テ、他ノ議員ガ其事ニ付テ質問スルコトヲ許ス慣例ニナツタト云フモノハ、即チ其議案ノ性質ヲ明カニスルタメニ生ジタルトコロノ最モ善良ナル慣例デアル、然ルニ此重大ナル問題ニ付——其問題ニ付質問アルノニ之ヲ許サヌト云フノハ甚ダ當ラザルモノト云ハナケレバナラヌ、況ヤ先般ノ意味ニ於テ決シテ此問題ノ中ニ、小久保君其人ニ限ッテ問答ヲ許スト云フ如キ不可思議ナル院議ハナカッタと思フ、速記録ヲ御取調ノ上若シ果シテ議長ノ御宣告ノ通り先日ノ院議ガ、小久保君七君ニ限ッテ許スト云フコトデアッタラバ是ハ甚ダ間違ッテ院議デアラガ、已ムラ得ヌ吾々ハ服從シナケレバナリマセヌガ、若シ又速記録ニ左様ナ不可思議ナル制限ガ附シテナイトシマシタナラ、無論此場合ニ於テ此事件ニ關聯致シタ質問ハ御許ニナルノガ相當デアラウト思ヒマス、速記録ヲ御取調ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(島田三郎君) 議長ハ議場ノ靜肅ニテ、小川君ノ御發議ノ能ク聽取リ得タコトヲ幸トシマス、ソレ故ニ總テ靜肅ヲ願ヒマス、此處ニ小久保君ニ許シマシタルトコロノ正條ヲ朗讀致シマス、衆議院規則第四百十二條「議員政府ニ對スル質問ニ付國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得サルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得」是ハ質問ヲ提出セラレタ本人ニ與ヘラレテ居ル特權ト考ヘマス、之ニ一點ノ疑義ガナイと思ヒマス

○廣岡宇一郎君 議長ノ宣言ニ對シテ發言ヲ求メマス

○議長(島田三郎君) 然ラバ其範圍ニ於テ廣岡君ニ發言ヲ許シマス

〔廣岡宇一郎君登壇〕

○廣岡宇一郎君 諸君、唯今議長ハ此小久保君ノ再質問ヲ許シタノハ衆議院規則第四百十二條ニ依リテアル、即チ「國務大臣ノ答辯其ノ要領ヲ得サルトキハ議場ニ出席ヲ求メ更ニ精細ノ質問ヲ爲スコトヲ得」此條文ガアルガ斯ニ小久保君ニ限リ即チ質問者ニ限ッテ之ヲ許スト云フノデアリマス、然ルニ焉ゾ知ラン、我が衆議院ニ於ケルトコロノ先例慣行ハ質問提出者以外ニ於テモ其事項ニ付テハ他ノ議員モ質問スルコトヲ

得ルトコロノ事柄ハ、數十年來實行シ來タルトコロノ實例ガアルノデアル、單ニ其條文ノ正面解釋ノミヲ爲シテ以テ議員ノ最モ尊重スベキトコロノ質問權ト云フモノヲ蹂躪スルガ如キハ、諸君自ラ議院ノ權能ヲ減少スルモノデアルト云ハナケレバナラヌデアル、故ニ本員ハ此條文ニ依ッテ既ニ質問ガ開カレタル以上ハ、此事柄ニ關シテ他ノ議員ガ質問ヲ爲スト云フコトハ、先例法規ノ上カラ吾々ガ與ヘラレテ居ルトコロノ一大特權デアルト信シテ疑ハヌデアリマス、然ルニ區々條文ノ正面ヲ見テ、其法律ノ精神慣行ヲ解セザルガ如キハ議長トシテ甚ダ失當ノ處置デアルト云フコトヲ本員茲ニ斷言スルニ憚ラヌデアリマス、而シテ議長ハ去ル十五日ニ於テ此問題ニ付テ如何ナル宣言ヲ爲シ、議場ニ對シテ如何ナル諮リヲ爲シタルデアルカ、此處ニ速記録ノ一節ヲ續上ゲマス、今迄ノ通り質問日ニ限ッテ斯ノ如キ事ヲ取扱フコトニナリマシタナラバ、火曜日ニナリ議會ノ期日モ短クナリマス、一次ノ火曜日ニ政府ノ都合ニ依ッテ總理大臣ノ出席サレヌト云フコトニナリマス、大切ナル質問ノ機會ヲ失フコトニナリマス、斯ノ如キ重大ナルトコロノ問題ヲ議會ニ於テ明カニシテ以テ國民ノ疑惑ヲ解クニ最モ必要ナルガ故ニ此大切ナル質問ノ機會ヲ失フコトニナリマス、此都合ニ於テ御諮リヲ致シマス、ハ特ニ此ノ件限ッテ質問日ノ外ニ雙方ノ便利ノ日ノ普通ノ議事ノ間ニ於テモ應答質問スルコトノ自由ヲ與ヘラレタラト書イテアル、誰ガ小久保君七君ト云フコトニ限ラレテアルカ、即チ此登極令違反事件ノ質問ニ對シテ事案全體ニ付テ今日ハ質問日デアル、諸君ガ一タビ之ニ向ッテ許諾ヲ與ヘラレテ、本員ノ如キヲシテ若シ率直ニ言ハシムルナラバ、斯ノ如キ事柄ハ最モ之ヲ廣義ニ解釋シテ、議員ノ最モ貴重ナルトコロノ質問權——詰問權ト云フモノヲ尊重スルノガ立憲政治ノ常道デアルノデアル、徒ニ事ノ是非善惡モ顧ミズ、唯政府ニ盲從スルヲ以テ能事トスル與黨諸君トハ吾々ハ立憲政治ノ解釋ガ違フデアル(無禮ナコトヲ言フナ)ト呼フ者アリ、無禮アハナイ、イッテモ盲從シテ居ルデハナイカ、故ニ本員ハ速記録ニ載セラレタルトコロノ議長ノ宣言ノ範圍ニ於テ、從來明カニナツテ居ル所ノ先例ノ範圍ニ於テ、本員ハ此事案ニ對スル質問ノ機會ヲ與ヘラレントコトヲ此二切望スル次第デアリマス

〔發言ヲ求ムル者多シ〕

○議長(島田三郎君) 暫ク——解釋ガ定マラナケレバ廣岡君ノ請求ニ許可ヲ與ヘルコトノ餘地ガアリマセヌ、先例々々ト仰シヤイマスケレドモ小久保君ガ(此時發言スル者多シ)暫ク——ナセ喧嘩ナサルノデアルカ——小久保君ガ今回開カレタルノ始メテノ先例デアリマセヌ、唯今マテ第四百十二條ノ條文ニ依ッテ此請求ヲ爲サレタコトハアリマセヌ、ソレ故ニ先例ハ是ヨリ定マルベキデアリマス、之ヲ定ムルトコロノモノハ、第四百十二條ノ條文デアリマス、今日特ニ開イタト云フコトガ即チ宣告ノ中ニ大切ナル權限ノ爲メニ、此百四十一條ヲ應用スル、斯ノ如ク言フタノデアリマスカラ、更ニ之ニ不服アレバ議事規則ニ據ルヨリ外ニ進行ノ途ハアリマセヌ、疑義ハ議長ノ決スト云フコトデアルカラ、議長ガ之ヲ決シマス——日程第三、關稅定率法中改正法律案ヲ議題ニ供シマス

〔議長々々ト連呼スル者多シ〕

○小川平吉君 唯今ノ問題ニ關聯シテ私ハ日程ニ移ル前ニ發言ヲ屢々求メテ居リマス

○議長(島田三郎君) 今ノ問題ニ限ッテ與ヘラレタル權限ヲ議長ガ之ヲ決スルト云フノ決シマシタ

○小川平吉君 其前ニ發言ヲ求メテ居ル——發言ヲ許シマセヌカ

○議長(島田三郎君) 議事ノ進行ヲ重要ト致シマスノハ、議事ノ會期ニ限リガアリマス、重要ナル議案ガ多クアリマス、議院ノタメニ成ルベク無用ノ議論ヲ省イテ(無用デナ

得ルトコロノ事柄ハ、數十年來實行シ來タルトコロノ實例ガアルノデアル、單ニ其條文ノ正面解釋ノミヲ爲シテ以テ議員ノ最モ尊重スベキトコロノ質問權ト云フモノヲ蹂躪スルガ如キハ、諸君自ラ議院ノ權能ヲ減少スルモノデアルト云ハナケレバナラヌデアル、故ニ本員ハ此條文ニ依ッテ既ニ質問ガ開カレタル以上ハ、此事柄ニ關シテ他ノ議員ガ質問ヲ爲スト云フコトハ、先例法規ノ上カラ吾々ガ與ヘラレテ居ルトコロノ一大特權デアルト信シテ疑ハヌデアリマス、然ルニ區々條文ノ正面ヲ見テ、其法律ノ精神慣行ヲ解セザルガ如キハ議長トシテ甚ダ失當ノ處置デアルト云フコトヲ本員茲ニ斷言スルニ憚ラヌデアリマス、而シテ議長ハ去ル十五日ニ於テ此問題ニ付テ如何ナル宣言ヲ爲シ、議場ニ對シテ如何ナル諮リヲ爲シタルデアルカ、此處ニ速記録ノ一節ヲ續上ゲマス、今迄ノ通り質問日ニ限ッテ斯ノ如キ事ヲ取扱フコトニナリマシタナラバ、火曜日ニナリ議會ノ期日モ短クナリマス、一次ノ火曜日ニ政府ノ都合ニ依ッテ總理大臣ノ出席サレヌト云フコトニナリマス、大切ナル質問ノ機會ヲ失フコトニナリマス、斯ノ如キ重大ナルトコロノ問題ヲ議會ニ於テ明カニシテ以テ國民ノ疑惑ヲ解クニ最モ必要ナルガ故ニ此大切ナル質問ノ機會ヲ失フコトニナリマス、此都合ニ於テ御諮リヲ致シマス、ハ特ニ此ノ件限ッテ質問日ノ外ニ雙方ノ便利ノ日ノ普通ノ議事ノ間ニ於テモ應答質問スルコトノ自由ヲ與ヘラレタラト書イテアル、誰ガ小久保君七君ト云フコトニ限ラレテアルカ、即チ此登極令違反事件ノ質問ニ對シテ事案全體ニ付テ今日ハ質問日デアル、諸君ガ一タビ之ニ向ッテ許諾ヲ與ヘラレテ、本員ノ如キヲシテ若シ率直ニ言ハシムルナラバ、斯ノ如キ事柄ハ最モ之ヲ廣義ニ解釋シテ、議員ノ最モ貴重ナルトコロノ質問權——詰問權ト云フモノヲ尊重スルノガ立憲政治ノ常道デアルノデアル、徒ニ事ノ是非善惡モ顧ミズ、唯政府ニ盲從スルヲ以テ能事トスル與黨諸君トハ吾々ハ立憲政治ノ解釋ガ違フデアル(無禮ナコトヲ言フナ)ト呼フ者アリ、無禮アハナイ、イッテモ盲從シテ居ルデハナイカ、故ニ本員ハ速記録ニ載セラレタルトコロノ議長ノ宣言ノ範圍ニ於テ、從來明カニナツテ居ル所ノ先例ノ範圍ニ於テ、本員ハ此事案ニ對スル質問ノ機會ヲ與ヘラレントコトヲ此二切望スル次第デアリマス

イ「ト呼フ者アリ」審議ノ時日ヲ取リタイト思ヒマス

〔發言ヲ御許シニナッタラドウデス〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 疑義ハ議長之ヲ決スト云フノニ基イテ居リマス、尙之ニ異議ガアレバ異議ノ事由ヲ御述ベニナルノ宜シウゴザイマス

〔議案ノ説明ヲ求メマス〕ト呼フ者アリ

○小川平吉君 唯今ノ點ニ付テ發言ヲ與ヘラレシコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 院議ニ諮フテ決スルヨリ外議事規則ノ餘地ハアリマセヌ

〔此時發言スル者多シ〕

○議長(島田三郎君) 小川平吉君

○小川平吉君 最早私ハ多ク述ベマセヌ、多ク述ベマセヌガ廣岡君ノ演說ニ依ッテ本件ノ事態ハ極メテ分明ニナッタト考ヘテ居ル、即チ此場合ニ於テハ質問ニ關スル先例ヲ追フテ、他ノ議員ト雖モ質問ヲセント欲スル者ニハ發言ヲ御許シニナルト云フコトガ相當デアラウト思フ、先刻恐ラク議長ハ速記録ヲ御讀ミニナラナカッタカラシテ、先刻ノ發言即チ小久保喜七君ニ限ッテ先般ノ院議ハ今日ノ質問ヲ許スト云フコトヲ仰セラレタ、斯ノ如キ解釋ヨリ廣岡君ノ質問ヲ御許シニナラナカッタコト、考ヘマス、私ハ速記録ヲ唯今見マスルト、決シテ小久保君ニ限ッテ居ラヌノデアル、唯此問題ニ付テ今日質問應答スル、斯ノ如クナッテ居リマス、斯ノ如クナッテ居リマス以上ハ質問ニ關スルコトコノ今日迄ノ先例ニ從ッテ、此場合ハ御許シニナル方ガ適當デアラウト考ヘルノデアル、既ニ此問題ニ付テハ今日迄議長ハ非常ナ心配ヲセラレテ、總理大臣ノ出席ニ付テモ十分ニ斡旋セラレタ、此點ハ吾々洵ニ感謝ニ堪ヘヌトコトデアル、何ゾ百尺竿頭更ニ一步ヲ進メテ、御間達ニナッテナラバ今日翻然トシテ問達デアルト云フコトヲ御改メニナッテ、サウシテ最モ尊重スベキ議員ノ質問權ヲ遮ッテ、事案ノ性質ヲ分明ナラシムルコトヲ妨ガ、如何ニモ國民ノ疑惑ヲ深クセシムルコトノ態度ヲ取ラヌデ、全ク速記録ヲ見ナイタメニ小久保喜七君ニ許シタモノト思違ッテ居ッタト云フコトデアッタナラバ、過ッテ改ムルニ憚ガルコトナカレト云フコトノ原則ヲ取ッテ直ニ先刻ノ御宣告ヲ御取消ニナッテ、廣岡君ニ質問ヲ御許シニナッタナラバ是ガ一番議事ノ進行ノ捷道デアル、斯ノ如キ正當ナル常道ヲ履マズシテ、議員ノ言論ヲ壓迫シヤウトスル故是ガ爲ニ屢ニ紛擾ヲ來スノデアル、數十分間ノ時間ヲ費シ議場ノ紛爭ヲ醸シ、議長ハ恰モ執達吏ガ債務者ノ宅ニ臨ンダ如キ態度ヲ以テ議員ニ臨ムトハ何タルコトデアル、吾々議員ハ議長ニ對シテ父ノ如ク敬ヒ母ノ如ク愛シ、父母ノ如クニシテ敬ハナケレバナラヌ、議長ハ吾々ヲ見ルコト慈母ノ子ニ對スル如ク愛サナケレバナラヌ、何事ゾ、常ニ日ヲ怒ラシ肩ヲ聳カシテ一言ノ過ガアレバ直ニ其過チノ言葉ヲ咎メ、甚シキニ至ッテハ直ニ懲罰委員ニ付スル、斯ノ如キ議長ガ世界何レノ國ニアルノデアリマスカ(拍手起ル)又事々ニ規則ヲ引證シ法律ヲ引證シ、一度言葉ヲ吐ケバ直ニ其言葉尻ヲ捕ヘテ、何か捉ヘテ言フコトハ洵ニ私ハ十數年議場ニ席ヲ占メテ居リマスケレドモ、斯ノ如キ不愉快千萬ナルコトハ見ナイノデアル、嚴正ナル帝國議會ニ於テ吾々議員ト議長トノ關係ノタメニ私ハ惜ム、帝國議會ハ村會縣會郡會トハ違フ、飽迄出來得ル限リ言論ヲ自由ニシ、出來ル限リ慣例ヲ尊重シテ雙互ノ間ニ自由ニ言論ヲ交換シテ、以テ帝國最高ノ立法部タル職責ヲ盡サナケレバナラヌ、何ノ事デアル、規則ノ未ニ拘泥シ法律ノ未ニ拘泥シ、事々ニ原告被告ノ如キ態度ヲ以テ此議場ノ整理ヲサレルト云フコトハ、斯ノ如クニシテハ到底圓滿ナル議事ヲ進メルコトハ出來マセヌ、吾々ヨリモ議長自ラ反省セラレテ大度量ヲ以テ問違ッタトキニハ御改メニナルガ宜シ、人誰カ過チ無カラシデアリマス、斯ノ如キトコロガ即チ君子デアアル、島田君願クハ此古人ノ原

則ニ從ヒ、直ニ先刻ノ過ヲ御改メニナッテ、ドウカ廣岡君ノ質問ヲ御許シニナランコトヲ希望スルノデアリマス、殊ニ最モ注意シナケレバナラヌコトハ、斯ノ如ク議長ニ於テ多少感情ノ興奮セラレタガ如キ場合ニ於テ、院議ノ多數ニ諮フテ、多數ヲ以テ今日迄行ハレタトコロノ質問權ヲ遮ルガ如キ慣例ヲ作ルト云フコトハ、私ハ將來ノタメニ最モ悲ムベキコトデアルト思フ、ドウカ左様ナ場合ニ於テハ院議ト云フガ如キ大勢ノ人ノ意見ヲ以テ決スルコトナク、吾々ノ最モ尊敬スルコトコノ君子ヲ紳士タルトコロノ議長閣下ノ良心ニ照シテ、直ニ議長ノ職權ニ基イテ此質問ヲ御許シニナランコトヲ、私ハ議院ノ爲メニ、又議員ノ質問ノ權利ヲ尊重スル爲ニ、切ニ私ハ議長ニ御願シタイノデアリマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 小川君ノ親切懇到ナル御發議ハ謹シテ承リマシタ、更ニ自己ノ述ベタトコロニ付テ撞著ハ致シマセヌ、ソレ故ニ速記録ヲ再讀致ス必要ハ感シマセヌ、ソレ故ニ唯小川君ニ御答スルタメニ餘義ナク自己ノ述ベタ速記ノ一部ヲ讀ミマス、是ハ小久保君ヨリ百四十二條ニ依ッテ請求セラレタノデアリマス、即チ同君ヨリ衆議院規則百四十二條ニ依ッテ總理大臣ノ出席ヲ求メラレマシタ、是ガ根本、火曜日ノ質問ノ議ヲ緩メテ今日臨時ニ總理大臣ト質問者小久保喜七君ノ應酬ニ開カレタトコロノ基礎デアリマス、火曜日デアレバ前例ガアリマスケレドモ百四十二條ヲ適用シタコトニ付テハ先例ハアリマセヌ、先例々々ト屢ニ言ハレマスケレドモ是ハ誤解デアラウト議長ハ確信シテ居リマス

〔質疑權能ハ左様ナモノデアナイ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 火曜日デアレバ先例ガアリマスケレドモ、火曜日以外ニ許シタノハ今回ガ初メデアリマス、ソレデアリマスカラ寬ニ流レズ殿ニ失セズ其中ヲ得タモノデアッテ、百四十二條ノ成文ヲ的確ニ解釋スルヨリ外ハナイト議長ハ確信シテ居リマス、過ガアレバ改ムルコトハ少シモ惜マヌコトデアリマスガ、之ガ爲ニ院議ニ於テ定メタル火曜日ノ質問權ヲ根柢ヨリ破壞スルト云フコトハ、議長ガ院議ニ於テ定メタル議事ノ拂リヲ緩メルコトデアリマスカラ、議長ノ職權ニ依テ唯今申シタ通り決定スル積リデアリマス、之ニ御不同意デアリマスレバ他ニ今日途ガアルモノハ院議ニ諮フヨリ外ニ致シ方ハアリマセヌ、唯今小川君ノハ親切ナル御忠告デアッタノデアリマスカラ、更ニ請求ガ無イ以上ハヤハリ議長ハ議長ノ職權ニ依テ、疑義ハ議長之ヲ決シマス

○清水市太郎君 此百四十二條ノ規則ノ解釋ニ付テ意見ヲ述ベマス

○議長(島田三郎君) ソレハアトデ……今ハ許シマセヌ

○清水市太郎君 何故ニ許シマセヌカ、規則ノ適用ニ付テノ解釋ヲ述ベマス

○議長(島田三郎君) 許シマセヌ、議長ノ職權ヲ以テ決シマシタ、日程第三、關稅定率法中改正法律案

〔議長々々〕ト呼フ者多ク拍手起リ議場騒然

第三 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

關稅定率法中改正法律案

第七條第十八號ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第八條ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ除ク

第八條第二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

二ノ二 輸出貨物ノ容器ニ使用スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ

同條第七號ヲ左ノ如ク改ム

七 本邦ニ渡來スル巡回興業者カ輸入スル興業用物品

別表輸入稅表中左ノ如ク改ム			
第二十六號中「同」ヲ削リ「〇、六五」ヲ「無稅」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ			
二六ノ二 大麻子		無	稅
二六ノ三 蓖麻子		無	稅
第二十九號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
二九ノ二 インヂアフラツパー樹、ガタパーチャ樹 及木藍ノ種子		無	稅
第七十一號ヲ左ノ如ク改ム			
七一 皮類(別號ニ掲ケサルモノ)		無	稅
七十二號第一項甲ノ中ノ「同」ヲ「從價」ニ、同號第六項中「同」ヲ「從價」ニ、九、二〇ヲ「割」ニ、同號第七項中「從價」ヲ「同」ニ改ム			
第七十八號中「クイルブリッスル」ノ下ニ「及ホーンプリッスル」ヲ加フ			
第九十三號中「皮」ヲ削ル			
第一百十三號ヲ左ノ如ク改ム			
一一三 ワセリン	一 一箇ノ重量容器共一キログラムヲ超エサルモノ	從價二	割
	二 其ノ他	二、九五	割
第二百二十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
二二八ノ二 コカ葉及ヤボランヂ葉		無	稅
第二百二十九號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第二百三十一號中「同」ヲ削リ「六、七〇」ヲ「無稅」ニ改ム			
第二百三十二號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第二百二十九號ヲ左ノ如ク改ム			
一三九 白檀	一 サンタラムアルブム	每百斤	無稅
	二 其ノ他	三、八五	稅
第四百四十一號中「每百斤」ヲ削リ「〇、五〇」ヲ「無稅」ニ改ム			
第四百四十二號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第四百五十四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
一五四ノ二 乳酸		從價三	割
第五百五十五號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第六十號中「一八、四〇」ヲ「二七、六〇」ニ改ム			
第七十號中「同」ヲ削リ「一、〇〇」ヲ「無稅」ニ改ム			
第七十一號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第八十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
一八一ノ二 過酸化水素		從價三	割

第八十二號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第九十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
一九二ノ二 ラヂウム及ラヂウム鹽類		無	稅
第二百八號中「同」ヲ「每斤」ニ「三、二六、〇〇」ヲ「九、三〇」ニ改ム			
第二百九號中「及硫酸キニーネ」ヲ削リ「同」ヲ「每百斤」ニ改メ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
二〇九ノ二 硫酸キニーネ		同	六〇、〇〇
第二百一十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
二一一ノ二 コカイン		從價五	分
第二百十六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
二一六ノ二 ペプシン		從價三	割
第二百十七號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第二百二十號ヲ左ノ如ク改ム			
二二〇 酒精劑		每リットル	〇、七三
第二百四十四號中「同」ヲ削リ「五、二四〇」ヲ「無稅」ニ改ム			
第二百五十八號中「及石炭タール」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ			
二五八ノ二 石炭タール		無	稅
第二百五十九號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第四百五十七號第二項ヲ左ノ如ク改ム			
二 其ノ他	甲 フューズドシリカ製品	同	二割
	乙 其ノ他	同	四割
第四百六十二號第十二項中ハノ二ヲ左ノ如ク改メ同號第十三項中「每百斤」ヲ削リ「〇、一八」ヲ「無稅」ニ改ム			
ハノ二 鐵接シタルモノニシテ内徑五センチメートルヲ超エサルモノ		同	二、五〇
ハノ三 其ノ他		同	一、一〇
第四百六十三號第一項中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム			
第四百六十八號第一項中「同」ヲ削リ「四、七五」ヲ「無稅」ニ、同號第二項中「同」ヲ「每百斤」ニ改メ同號第四項中「同」ヲ削リ「五分」ヲ「無稅」ニ改ム			
第四百七十一號第二項ヲ左ノ如ク改ム			
二 條及竿			
甲 スチームタービン用ノモノ		每百斤	一六、〇〇
乙 其ノ他		同	七、五五

第四百八十四號ヲ左ノ如ク改ム

四八四

家屋、橋梁、船舶、船渠等ノ建設材料
(別號ニ掲ケサルモノ)

一 鐵ノミヲ以テ製シタルモノ
(卑金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ム)

二 其ノ他 同 價 二割五分
一、九〇

第四百八十五號中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

同 價 三割
二、〇〇

第四百八十九號第二項甲ノ中ノ「ロ」ヲ左ノ如ク改ム

同 價 二、〇〇

第五百十四號中「ストロウ」ノ下ニ「及同部分品」ヲ加フ

同 價 四割
〇、一七

第五百三十三號第一項中「ムーヴメント」ノ下ニ「(文字板及指針ヲ附著シタルモノヲ含ム)」ヲ加ヘ同號第四項ヲ左ノ如ク改ム

同 價 九三、六〇
七七、六〇
一六、〇〇

第五百六十五號ヲ左ノ如ク改ム

同 價 五、〇〇

五百六十六號ヲ適用ス

同 價 四、五〇

第五百七十七號第五項ヲ左ノ如ク改ム

同 價 四、〇〇
三、五〇

第五百七十九號中「及發電子」ヲ「周波數變換機、迴轉變相機及發電子」ニ改ム

同 價 五、八〇
五、五〇

辛 一箇ノ重量十萬キログラム
ヲ超エサルモノ 同 價 五、二〇
四、九〇

第六百五號第三項ヲ左ノ如ク改ム
同號第四項ヲ削リ同號第五項中「同」ヲ「每百斤」ニ改ム

同 價 一割五分

第六百二十一號中「麥稈真田、經木真田及麥稈經木真田」ヲ「制帽用真田」ニ改ム

同 價 無稅

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○政府委員(加藤政之助君) 諸君(議場騷然)關稅定率法中改正法律案ヲ提出
致シマシテ趣旨ヲ是ヨリ辯明致シマス(議場騷然)關稅ノ作用ニ依テ、內製造工業ノ
發展ヲ圖リ、外輸出ノ調節ヲ圖ルコトハ政府ノ常ニ必要ヲ感ジテ居リマス(議場騷然)
マシ、今ヤ時局ノ關係ニ依リマシテ殊ニ其必要ヲ痛切ニ感ジテ居リマス(議場騷然)
呼ビ議場騷然)其第一ヲ申シマスレバ、內地ヲ製造ノ出來ナイ所ノ輸入品(議場騷然)聽
取スル能ハス。若クハ製造シ得ルモノ其價高價ニシテ輸出ニ適セサル所ノモノハ之ヲ免稅
若クハ減稅スル必要アリト認メルノデアリマス(議場騷然)次ニハ内地ノ製造工業漸次
發達ヲ致シマシテ外國ノ輸入品ニ對シテ多少重キ稅率ヲ課シマスレバ、是等ノ製造工
業ハ内地ニ發達シ外ニ向テ輸出ノ途ヲ開カレルノデアリマス(聞ヘマセヌ)聞ヘマセヌト呼
者アリ(議場騷然)次ハ輸入ノ原料ニシテ内地ノ製造工業ニ供セラル、處ノモノハ漸次
增加致シテ居リマス、是ニ向テ免稅若クハ減稅ヲ實行致シマスルナラバ、ソレガためニ
内地ノ製造工業ハ大ニ發達致シマス(議場騷然)從テ外國輸出モ大
ニ途ヲ開カレル譯デアリマス、以上此理由ニ依テ政府ハ此關稅定率法ノ改正ヲ必要
ナリト認メテ茲ニ提出ヲ致シタノデアリマス、宜シク御協贊ヲ請ヒマス(議場騷然)拍手
起ル)

○議長(島田三郎君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(島田三郎君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○福田又一君 本案ヲ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成〕「分リマセヌ」ト呼フ者アリ 議場騒然拍手起ル

○議長(島田三郎君) 福田君ノ説ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ハナシト認メマス、依テ福田君ノ説ニ決シマス

○武内作平君 暫ク休憩ノ動議ヲ提出致シマス

〔贊成々々〕「休憩ノ動議ヲ出シマス」ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 武内君カラ暫ク休憩ヲシタイト云フ動議ガアリマスガ、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メマス、依テ暫ク休憩シマス

午後二時五十四分休憩

午後二時四十四分開議

○議長(島田三郎君) 休憩前ニ引續キノ會ヲ開キマス、通告ガアリマス、廣岡宇一郎君

〔何ノ通告デアリマスカ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 議事ノ進行ニ關スル發言

〔廣岡宇一郎君登壇〕

〔拍手起ル〕

○廣岡宇一郎君 本員ハ此ニ議事ノ進行ニ付テ暫ク諸君ノ御静聽ヲ煩シタイト思ヒマス、事ハ小久保君ヨリ提出サレタル所ノ登極令違反ニ關スル事項デゴザイマシテ、而モ本日當議場ニ發生シタル事件ニ關スルデアリマス、而シテ陳述スベキ事項ガ一ツニ分レテ居リマス、一ハ議長並ニ總理大臣ハ、衆議院規則ヲ無視シタル所ノ行動ヲ爲シタモノデアル、ソレハ小久保君ノ登極令違反ニ對スル質問ニ付テ求メタル發言ハ、衆議院規則第四百十二條ニ據テ居ルデアリマス、衆議院規則第四百十二條ハ國務大臣ノ答辯要領ヲ得ザル時ニ方テハ更ニ國務大臣ノ出席ヲ求メテ相當ノ質問ヲ爲スコトヲ得ト云フデアル、即チ一度爲シタル、書面ニ對シテ總理大臣ガ之ニ答辯ヲ爲シテモ其書面ノ要領ヲ得ザル場合ニ特ニ總理大臣ノ出席ヲ求メルデアル、故ニ此條文ノ精神ハ、此議場ニ於テ總理大臣ハ口頭ヲ以テ詳細ナル答辯ヲ爲スト云フノガ此規則ノ精神デアルト本員ハ解釋スルデアリマス(拍手スル者アリ)若シ徒ニ書面ニ依ッテ得タル答辯ノ要領ヲ得ザルガ故ニ質問ヲ爲シ、更ニ書面ニ依ッテ答辯ヲ爲スト云フガ如キコトデアラバ、總理大臣ノ出席ヲ求メル手續ハ何等要セザル答アル、再質問ヲ爲シ三質問ヲ爲スト云フニモ答辯ヲ爲スト云フニモ、書面ヲ以テ往復シテ居レバソレ宜シイデアル、特ニ此ノ如ク規定シタル所以ノモノハ總理大臣自ラ出席シテ親シク口頭ヲ以テ問答ヲシテ、此間ニ事實ノ真相ヲ議場ニ宣明スルト云フノガ本條ノ精神デアルトデアリマス、然レニ此ノ如キ重大ナル事項ニ方ツテ、一度爲シタル答辯書ハ其意味ヲ盡サズ、更ニ總理大臣ノ出席ヲ求メタルニ總理大臣ハ此席ヘ出テ來タ、事重大ニ涉ルガ故ニ更ニ書面ヲ以テ答辯スルトハ何事デアルカ、是即チ衆議院規則第四百十二條ノ精神ヲ没却シタル行動デアルト本員ハ信ズルデアリマス(何處ニ書イテアル)ト呼フ者アリ)ソレハ何處ニ書イテアルト仰セラレルガ、法律ノ解釋ハ唯文字ノ上ニアルモノハカリデハナイ、法律ノ精神ヲ能ク咀嚼シテ初メテ此議院ノ權能ヲ發揮シ規則ノ運用ヲ完ウスルモノデ

アルト云フコトヲ知ラナケレバナラヌデアル、故ニ此點ニ關シテ議長ガ折角總理大臣ヲ此席ヘ出席ヲ求メナガラ、第四百十二條ノ規定ヲ無視シテ、單ニ總理大臣ガ書面ヲ以テ爲スト云フ答辯ニ満足ヲ致シマシテ、直ニ議事ヲ次ノ日程ニ進行セントスルノハ、總理大臣モ惡イカ議長モ亦此規則ノ精神ヲ解ゼザル所ノ怠慢ト不法デアルモノト本員ハ信ズルデアリマス(ノウ)「拍手スル者アリ」第二ノ理由ハ先刻此處ヲ簡單ニ申シマシタガ、尙申シテ置カケレバナラヌノハ、議長ノ説明ガアリマシタカラ申シテ置キマス、去ル十五日ニ此案件ニ對シテ特ニ本日總理大臣ガ出席シテ應答スル、即チ此事件ニ依ッテ質問日ノ外ニ議事ヲ開イタラザル、普通アラバ火曜日ニ於テ爲スベキ此事件ニ限ッテ本日爲シタルデアリマスカラシテ、登極令違反ニ關シテノ質問、即チ十五日ノ議場ニ諮ラタル此案件一ニ付テハ、即チ本日ガ一種ノ火曜日ト解釋スルノガ相當デアル(「妙ナ火曜日ガアル」)「ソレナ火曜日ガアルモノカ」ト呼フ者アリ)御開キナサシ、即チ此事件ニ對シテノ一切ノ質問ヲ爲スベキコトヲ許シテアルデアル、而カモ一切ノ質問ヲ爲スニ當リマシテハ、議長ハ先例ヲ無視シタルノ嫌ヒガアルデアアル、御手許ニモゴザイマセウガ先刻私ハ唯口頭ヲ置キマシタガ、衆議院先例彙纂ノ第六百五、答辯ニ關聯スル質問ハ提出者以外ノ者ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得ル、是ハ明治二十三年ヨリ二十五年二十年ニ亘ッテ數多此例ガアルノミナラズ、此ノ如クスルノハ當ニ先例ガアルノミナラズ、議院ニ於ケル所ノ質問權トシテ當然有セナケレバナラヌ事柄デアルト思フデアリマス(「尤モナリ」)當然ノ解釋ナリト呼フ者アリ)此議院ノ權能ヲ無視シ先例ヲ無視シテ提出者以外ノ者ノ發言ヲ許サヌ、質疑ヲ許サヌト云フ事柄ハ是亦議長不法ノ行爲デアルト本員ハ信ズルデアリマス(「ノウ」)ト呼フ者アリ)固ヨリ議長ハ成レク公平ニヤル考デハアラウガ、ドウモ本日ノ行動ヲ見ルト徒ニ先例規則ヲ無視シテ、總理大臣ヲ庇護スルニ是レ努メラレタル形迹アリト本員ハ認ムル、若シ眞ニ庇護スルノ意思ニ出ルニアラズト致シマスレバ、議長ハ衆議院ノ先例規則ニ通ゼザル所ノ人デアルト茲ニ斷言シテモ差支ナイト思フ(拍手スル者アリ)故ニ本員ハ此二箇ノ理由ニ依リマシテ、此議事ヲ進行セズ致シテ、新タニ提出者以外ノ質問者、即チ本員ノ質疑ニ對スル所ノ發言ニ許可ヲ與ヘラレムコトヲ希望スルデアリマス、而シテ之ヲ議長ノ御注文通り之ヲ院議ニ諮ルベキ動議ヲ提出スルコトハ、本員又能ク之ヲ承知シテ居リマス、然レドモ既ニ一度院議ニ依ッテ多數ナル與黨諸君ノ爲ニ之ガ否決ニナリマスルト、此ノ如キ重大ナル所ノ議員ノ發言權、議員ノ質問權、議員ノ詰問權ニ關スル所ノ誤ラタル先例ヲ作ルト云フ虞ガアルコトヲ本員ハ深く遺憾ニ思フデアリマス、故ニ願フハ此ノ如キ事柄ハ、議員ノ體面議員ノ權利ニ關スル重大ナル事柄デゴザイマスルガ故ニ、本員ハ此ニ動議トシテ提出致シマセヌカ、議長ノ先刻來執リ來タル所ノ行動ガ不法デアル、不當デアルト云フコトニ異議ノ申立ヲ致シマス(「何ノ異議ヲ申立テルノダ」ト呼フ者アリ)故ニ議長並ニ與黨ノ諸君ハ(「裁判所デヤナイ」ト呼フ者アリ)此本員ノ演述ニ對シテ能ク熟慮セラレテ、若シ眞個ニ衆議院規則並ニ其他法令並ニ慣例ガ之ヲ認ムベキモノト云フコトニ、良心ノ發動ガアリタル場合ニハ(「笑聲起ル」)直ニ今日唯今デモ宜シイ、又明日デモ宜シイ、此從來存シタル所ノ適當ナル先例ヲ破壞セザル範圍ニ於テ、議事ノ進行ニ努メラレムコトヲ切ニ愛ニ希望シテ置ク次第デアリマス、是ハドウカ私共未熟ノ者デゴザイマシテ、御笑ヲ買フコトハ甚ダ相濟マヌケレドモ、ドウカ御笑ヒ下サラズト(「笑ヒマス」ト呼フ者アリ)誠意ニ此問題ハ研究アラムコトヲ希望スルデアリマス議長並ニ諸君ノ反省ヲ促シマス

(「ノウ」)ト呼ヒ拍手起ル

○福田又一君 簡單ニ一言申シタイト思ヒマス、唯今(登壇々々)ト呼フ者アリ議場
騷然聽取不能)コトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 福田君暫ク——唯今ノガ問題ニナラヌト云フト、ソレニ對スル
アナタノ發議ニ付テモ制限ガアリマスガ、ドンナコトデ……

○福田又一君 私ノハ唯今ノ廣岡君ノ發議ナルモノハ、單ニ議長ニ對スル異議ヲ竝ベ
ラレタモノデアリマスカラ、次ノ日程ニ入ルベシト云フ動議デアリマス

○議長(島田三郎君) 日程第五、簡易生命保險特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キ
マス——政府委員木下謙次郎君

第五 簡易生命保險特別會計法案(政府提出)

第一讀會

簡易生命保險特別會計法

第一條 簡易生命保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ
其ノ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料積立金ヨリ生スル收入、毎年度豫算ノ定ム
ル所ニ依リ一般會計ヨリ繰入ルル金額及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ
保險金還付金、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於ケル歲入總額ノ歲出總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立ツ
ヘシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ

第四條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共
ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第五條 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(政府委員木下謙次郎君登壇)

○政府委員(木下謙次郎君) 本案ハ曩ニ本院ニ提出ヲ致シマシテ、當時特別委員
ニ繫屬ヲ致シテ居リマス簡易生命保險法案ニ關聯ヲ致シテ居リマス法律案會
デアリマス、簡易生命保險ハ其收支計算ガ一般ノ會計ノ收支計算ト其趣キヲ異ニ
致シテ居リマス爲メニ、爰ニ簡易生命特別會計法ナルモノヲ設置シテ、簡易生命保險
ニ關係スル收支ノ計算ヲ明カニ致シタイト考ヘマス、是レ本案提出ノ理由デアリマス
ガ、ドウカ御審議ノ上ニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス

○議長(島田三郎君) 別ニ發議ガナト認メマス、次へ移リマス、日程第六、右議案
ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

第六 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉

○福田又一君 本案ハ曩ニ提出セラレタルトコロノ簡易生命保險法案ト、同一ノ委
員ニ付託セラレムコトヲ望ミマス

(贊成々々)ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 福田君ノ動議ニ御異議ガナト認メテ其議ノ如クニ決シマス、
日程第七及第八、是ハ同一委員ニ付託シテ議案デアリマスルカラ一括シテ議題トシテ
イト思ヒマス、御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ガナト認メテ一括シテ議題ト致シマス、日支銀行法案
滿洲銀行法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長小寺謙吉君

第七 日支銀行法案(政府提出)

第一讀會(續) 委員長報告

第八 滿洲銀行法案(政府提出)

第一讀會(續) 委員長報告

○小寺謙吉君 昨ハ日支銀行外一件即チ滿洲銀行ノ特別委員會ノ經過及結果ニ
付キマシテ御報告ヲ致シマス、日支銀行ハ法案ニ說明シテゴザイマスル通り、日支ノ經
濟關係ヲ密接ニシ我國ノ經濟發展ヲ策シタイニ云フ趣旨デアリマシテ、其目的ハ主トシ
テ借款ヲ營業ノ本位ト致シ、ソレニ附屬致シマシテ銀行業一般ノ營業ヲ營ムデアリマ
ス、又滿洲銀行ハ滿蒙ニ於ケル所ノ事業上ノ特別資金ノ融通ヲ目的トシ、他ノ一般營業
ヲ營ムデアリマスルガ、不動産ノ抵當ヲ取リマシテ長期ノ貸附ヲ致スト云フトハ、其
主タル目的ノ一ツデアリマス、委員會ニ於キマシテハ本月ノ二日カラ一昨十四日ニ至ル
マテ會ヲ開クコト五回デアリマシタ、第一回ハ委員長及理事ノ選舉ヲ行ヒ、第二回以
後引續イテ四回ニ亙リテ政府ノ說明——國務大臣ノ辯明、政府委員ノ十二分ナル御
答辯ガアツタデアリマス、其質問者ノ數ニ至リマシテハ甚ダ多クアツタデアリ、委員ノ總
數ハ二十七名デアリマスルガ、缺席ヲナスッタ御方ハ僅ニ一人デアリマス、初メカラ終局
ニ至ル迄缺席ナサレタ方ハ一人、二十六名ノ委員ハ絶エズ出席セラレタ次第デアリマス
ガ、質問ヲナサレタ委員ノ數ハ十六名ノ多キニ達シテ居ル、委員會ハ午前一回開イタコ
トモゴザイマシタガ、午後二至三時開イタコトモアルデアリマス、ナカク委員諸君ハ能ク
御精勵ナサレタサウシテ十四日ノ午後三時討論ヲ開始シタデアリマス、此日支銀行
ヲ議題ト致シ討論スルニ當リ、委員會全體ノ意嚮ハ支那ニ於テ銀行ヲ設立スルト云フ
コトニ付キマシテハ、反對ハ一人モ無カッタデアリマス、唯支那ニ於テ銀行ヲ設立スル其
方法ニ付キマシテ、委員會間ニ異見モアツタ次第デアリマス、即チ修正意見トシテ此日
支銀行ノ法案ニ對シテ現ハレタノハ政友會ノ小林源藏君ノ口ヲ以テ開カレタデアリマ
ス、同君ノ修正ノ大體ノ意見ハ、先づ第一ニ此銀行ヲ設立スルニ當リ日支兩國政府
間ニ交渉ノ無カッタコトヲ深ク遺憾トセラレ、サウシテ修正案トシテハ日支銀行ト滿洲
銀行ヲ合併シテ一ツト致シテ、其資本ノ總額三千万圓ヲ五千万圓ニ増額ヲ致シタイ、
本店ノ所在地ハ之ヲ銀行法案其モノニ規定セズトモ定款ニ據ルモ可ナリ、又銀行ノ重
役ハ之ヲ日支兩國人ニ平等ニ分配致スコトガ、日支ノ親善ヲ計ル上ニ適當ナル手段
デアルト云フコトデアリマシタ、サウシテ其御主意ハ支那ニ一ノ銀行ヲ作ルコトハ政府ノ
說明ニ依リマシタ、各目的ガ異ルヤウデアリマスケレドモ、營業目的ハ幾大同一デアル、又
其營業スル所モ共通ニスルト云フノガ甚ダ便利デアラウ、斯ウ云フ立場カラ先づ小林君
ハ修正案ヲ出サレタデアリマス、之ニ對シテ多數ノ委員ハ原案ヲ維持スルコトニ贊成シ
タ次第デアリマス、ソレハ此日支銀行ノ本店ト即チ支那ト又滿洲トハ政治ノ上、或ハ經
濟ノ上、或ハ交通機關ノ上ニ於キマシテモ非常ナル所ノ差別ガアルデアリマス、ソコデ
原案維持論者ハヤハリ日支銀行トソレカラ滿洲銀行ト一ツ置クコトヲ可ト致シマシタ、
唯茲ニ小林源藏君ガ一ツ言ハレマシタコトハ、日支銀行ト滿洲銀行ヲ合併シテ一ノモノ
トシテモ、債券ヲ發行セシメ又一覽拂ノ手形ヲ發行セシメタナラハ、滿洲銀行ニ對シテ特
ニ手形ヲ發行スル必要モ無クナル、一ノ銀行ヲ十分ノ目的ヲ達スルト云フトコトヲ言ハレ
マシタガ、委員會ニ於キマシテハ多數ノ意嚮ハ日支銀行ヲ獨立ナモノトシテ經營セシメ、

又滿洲ニハ滿洲特殊ノ事情ニ鑑ミテ別種ノモノヲ拵ヘルト云フコトニ歸著シタノデアリマス、日支銀行ハ討論ノ結果政府ノ原案ヲ認メマシテ、何等之ニ修正ヲ加ヘマセズ、原案ノ儘委員會ハ可決致シタノデアリマス、滿洲銀行ニ關シマシテハ、政友會ノ小林君モ御心配ナクスタノデアリマスガ、政府ニ於キマシテハ初メ一覽拂ノ手形發行ヲ滿洲銀行ニハ許サナイト云フヤウナ御方針デアッタノデアリマス、滿洲ノ地ニ於テ此銀行ノ手形ヲ發行セシムルト云フコトハ、諸外國ノ銀行ガ或ハ支那方面ニ居テヤリマス慣例デアリマス、滿洲ニ於キマシテモ正金銀行又朝鮮銀行モ同ク一覽拂手形ヲ發行シテ居ル、殊ニ滿洲ニ於キマシテハ商業ノ進行上最モ必要ナルモノハ小銀貨、ソレデ委員ノ方ニ於キマシテハ滿洲銀行ノ銀行其モノ、働ヲ完全ニ致ス上ニ、ドウシテモ日支銀行ト同様一覽拂ノ手形ヲ發行セシムルヲ可ト認メマシテ、此一覽拂手形、是ハ銀券ニ止ラヌノデ金券モアル、又滿洲ノ在留商人デ最モ苦痛ヲ感ジテ居リマス此小銀貨、小銀貨ノ堅實ナル融通ヲスル代リニ、此手形ヲドコ迄モ發行セシメテ、今日ノ不自由ヲ除イテ便利ヲ計リタイト云フデアリマス、政府ニ於キマシテハ委員會ノ最後ニ至リテ、若シ必要ナラバ滿洲銀行ヲ行シテ手形ヲ發行セシムルモノ可ナリト云フ御意見デアリマスガ、委員會ノ討論ハ最後ニ至リマシテ守屋此助君ヨリ一種ノ動議ガ出タ次第デアリマス、其動議ハ滿洲銀行ノ法案全部ヲ可決スルト共ニ一ノ希望ヲ表示シテ置ク、即チ附帶決議ト致シテ滿洲銀行ニ於テ一覽拂手形ヲ發行スルコトハ其發展上缺ク可カラザル必要條項ナリト認ム故ニ政府ハ必ズ之ヲ許可セラレンコトヲ望ム、此決議ヲ添ヘラレテ委員會ハ多數ヲ以テ滿洲銀行法案ヲ可決致シタ次第デアリマス、願クバ本會ニ於キマシテモ兩案トモ多數ヲ以テ可決セラレンコトヲ望ム次第デアリマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 質問ノ通告ガアリマス、樋口秀雄君

○樋口秀雄君 私ノ質問ハ簡單デアリマスカラ此席カラ申上ゲマス、日支銀行並ニ滿洲銀行ニ關シテ委員會ノ經過ハ私ハ詳シク承知致シマセズ、全部ノ詳細ハ存ジマセヌカラ私ハ重複ニ瓦ルコトガアルカモ知レマセウガ、知り得タル限リニ於キマシテハ日支銀行ノ資本額ガ少額ニ過ギルト云フコトハ、政友會國民黨ノ諸君ガ幾下一致テ述ベラレタヤウニ私ハ思ヒマス、又自分ノ考ト致シマシテモ日支銀行ノ資本ヲ今少シ増額サル、方ガ宜イカト云フ考ヲ持ッテ居リマス、而モ政府ノ答辯ニ據リマス、國家ガ是等ニ對シテ負ヒマス責任、或ハ資本額其他ノ關係ニ於テ今之ヲ增加スルコトガ出來ナイト云フ御答辯デアッタヤウニ思ヒマス、果シテ然ラバ此増額セザル範圍ニ於テ、出來得ベキケケ是等ヲ有效ニ働カシムル方法ヲ講ズルノガ適當ナコトダラウト思フ、其方法ト云ヒマスノハ、即チ委員會ニ於テモ種々御發議質問等ガアリマシタ通り、此政府ガ監督シテ居リマスカラ政府ノ監督ノ下ニアリマス各種ノ銀行ヲシテ、御互ニ同様ノ業務ヲ兼ニ營業セシメマシテ、其爲ニ資本ノ重複ヲ來スコトノナイヤウニ計ルト云フコトガ、此限リアル資本ノ下ニ於テ最モ有力ナラシメテ活用スル道ガアラウト思フデアリマス、即チ此滿洲銀行ヲ不動産銀行ト致シマシテ、日支銀行ヲ債券銀行トシテ正金銀行ハ爲替銀行トシテ各其本分ニ專任ナラシメテ、之ニ依ッテ資本ノ重複ヲ避ケマシタナラバ、之ヲ救フ道ハアルダラウト思フ、政府ノ御意見モ果シテ此ノ如クニシテ重複ノ弊ヲ矯メラレル御決心デアルヤ否ヤト云フノガ質問ノ趣意デアリマス、サウシテ此質問ニ附帶シテ伺ヒタイコトガアル、若シ果シテ政府ノ御意見モ此ノ如クニシテ、何故ニ朝鮮銀行ヲシテ滿洲ニ於テ新ニ設立サルベキ滿洲銀行ト同様ナル不動産銀行タル朝鮮銀行ノ營業範圍ヲ、滿洲ニマテ之ヲ擴張シテ殊更ニ資本ノ重複ヲ認メラレルカト云フ點デアリマス、之ニ對スル政府ノ御答辯ヲ望ミマス

〔政府委員加藤政之助君登壇〕

○政府委員(加藤政之助君) 樋口君ノ御問ニ御答申上ゲマス、樋口君ノ御趣旨ハ此日支、滿洲兩銀行ノ資本ガ極メテ少ナイ、一方ニハ之ヲ増大スルコトノ説ガ起ッテ居ル、併ナガラ此既設ノ銀行此度起ストコロノ兩銀行各、其本分ヲ盡サシメテ重複ノ關係ヲ持タヌヤウニシテ、其資本ノ效力ヲ發揮スルコトガ出來ルダラウガ、政府ハ如何ニ考ヘルカト云フ御質問デアルト思ヒマス、政府ノ考ハ、委員會ニ於キマシテモ御答辯申上ゲマシタ通り、此正金銀行ハ主トシテ世界的ノ爲替ヲ扱フモノデアリマス、ソレガ營業ノ主體デアリマスカラ、其本分ニ向ッテ十分能力ヲ發揮セシムルト云フコトニ努メル積リデアリマス、ソレカラ他ノ銀行モ自カラ其本務ガアリマスカラ、朝鮮銀行ハ朝鮮ニ於テ其銀行ノ業務ヲ發揮スルダケノマダ餘地ガアルデアリマスカラ、其本分ニ向ッテ十分力ヲ效サシメル積リデアリマス、而シテ日支滿洲兩銀行ノ關係ハ會ア申上ゲマシタ通り、日支銀行ノ方ハ借款ヲ主トシテ支那ノ借款ニ重ニ應ズルコトヲ目的トスル、併シテ事業資金ノ供給ヲ致シマス、又滿洲銀行ノ方ハ不動産長期ノ貸付ヲ主ト致シマスノデアリマスカラ、各、其本分本能ヲ發揮セシムルコトニ力メテ、重複ノ弊ヲ無カラシメンコトヲ努メルデアリマス

○議長(島田三郎君) 御意見ガナイト認メマス、兩案ニ對シテ原案ニ付テ別々ニ採決致シマス、先ヅ日支銀行法案ヲ議題ト致シテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ付テ採決致シマス、日支銀行法案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセウカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマス、依テ日支銀行法案ハ第二讀會ヲ開クコトニ決シマス

○福田又一君 直ニ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 御異議ナイト認メマス、直ニ第二讀會ヲ開イテ全部ヲ議題ト致シマス

日支銀行法案

○議長(島田三郎君) 通告ガアリマス、修正案ノ提出者床次竹二郎君、是ハ定規ノ贊成ガアツテ成立ッテ居リマス

〔床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起ル〕

○床次竹二郎君 諸君、私ハ日支銀行法案ニ對スル修正意見ヲ提出致シテ置キマシタ、修正ノ先ヅ事務柄ダケヲ先ニ申上ゲマス、一ツハ本店並ニ支店ノ所在地ハ定款ニ於テ定ムルコトニシタイト云フデアリマス、是ハ本店ハ東京ニ置クカ、上海ニ置クカ、若クハ北京ニ置クカ、又其支店ノ如キモ必要ニ依ッテ奉天ナリ大連ナリト云フヤウニ置クカ、詮議ノ餘地ヲ殘ス爲メニ定款ニ於テ定メ、斯ウ云フコトニ致シタイデアリマス、次ハ第三條資本金一千万圓トアルノヲ五千万圓ニ増額ヲ致シタイデアリマス、本員ハ日支銀行ト滿洲銀行ト合一シタイ考ヲ有ッテ居リマス、ソレ故ニ原案ニ在リマスル日支銀行ノ二千万圓並ニ滿洲銀行ノ一千万圓、併セテ三千万圓、其上ニ此銀行ノ目的將來ノ事業等ヲ考ヘマシテ、三千万圓モ尙不便デアルト云フ感シテ居ル、成ルベク此銀行ノ基礎ヲ固クスル、力ヲ強クシ信用ヲ重ク致シタイト云フ考ヨリ五千万圓ト致シマシタ、其次ニハ第五條ニ、原案ニ於テハ支那人側ノ重役ヲ二分ノ一ト致シデアリマス、ソレ

第一讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 修正案ノ提出者床次竹二郎君、是ハ定規ノ贊成ガアツテ成立ッテ居リマス

〔床次竹二郎君登壇〕

〔拍手起ル〕

○床次竹二郎君 諸君、私ハ日支銀行法案ニ對スル修正意見ヲ提出致シテ置キマシタ、修正ノ先ヅ事務柄ダケヲ先ニ申上ゲマス、一ツハ本店並ニ支店ノ所在地ハ定款ニ於テ定ムルコトニシタイト云フデアリマス、是ハ本店ハ東京ニ置クカ、上海ニ置クカ、若クハ北京ニ置クカ、又其支店ノ如キモ必要ニ依ッテ奉天ナリ大連ナリト云フヤウニ置クカ、詮議ノ餘地ヲ殘ス爲メニ定款ニ於テ定メ、斯ウ云フコトニ致シタイデアリマス、次ハ第三條資本金一千万圓トアルノヲ五千万圓ニ増額ヲ致シタイデアリマス、本員ハ日支銀行ト滿洲銀行ト合一シタイ考ヲ有ッテ居リマス、ソレ故ニ原案ニ在リマスル日支銀行ノ二千万圓並ニ滿洲銀行ノ一千万圓、併セテ三千万圓、其上ニ此銀行ノ目的將來ノ事業等ヲ考ヘマシテ、三千万圓モ尙不便デアルト云フ感シテ居ル、成ルベク此銀行ノ基礎ヲ固クスル、力ヲ強クシ信用ヲ重ク致シタイト云フ考ヨリ五千万圓ト致シマシタ、其次ニハ第五條ニ、原案ニ於テハ支那人側ノ重役ヲ二分ノ一ト致シデアリマス、ソレ

ヲ二分ノ一ニ改メタイノデアリマス、此趣意ハドウカ日支人共ニ協同シテ往ク趣意ニ於テ、折半ノ規定ヲシタ方宜カラウト云フ積リテヤッタデアリマス、此日支並ニ滿洲兩銀行案ニ付テ先ヅ第一ニ吾ミガ考ヘタコトハ、此銀行ヲ設立スルニ付テハ、如何ナル趣旨ヲ以テ設立スベキデアルカト云フコトデアリマス、申迄モナク我國ト支那國トハ東洋ニ於テ地理的歴史的ニ他ノ諸外國ト異リテ、特殊ノ御互ニ立場ニ立ッテ居ル次第デアリマス、所謂唇齒輔車ノ國デアツテ、支那ノ貧富強弱ハ直ニ我帝國ノ貧富強弱ノ問題ニモ及ンデ來ルコト考ヘルデアリマス、吾々ハ心中ツレ故ニ支那ノ一日モ強カラント、一時モ其富國タラント願フテ居ル次第デアリマス、力ヲ以テ兩國互ニ提携スルハカリテナク、其經濟力ヲ發展セシメテ、富ノ上ニ於テモ相携ヘテ以テ立ッテ往キタイト云フ考ヲ持ッテ居ル、恐ラク是ハ何人ト雖モ論ノ無イ所ト考ヘマス、此特別ナル立場ニ在ル兩國ノ關係トシテ彼ノ經濟力ヲ發展シ望ミ又彼國ニ我國ノ經濟勢力ノ伸ルコトヲ望ムコトハ勿論デアリマスガ、唯歐米ノ諸國ガ支那ニ向ッテ銀行ヲ設立シテ居ルノトハ、此特別ノ關係ヨリシテ幾分カ我國ノ立場ハ又異ル所ガアルト考ヘマス、外國銀行ノ例ヲ見マズレバ專ラ貿易ノ機關ニ充テ、居ル、又借款ニ應ジテ事業ニ投資ラシテ、隨ッテ之ヲ露骨ニ申セバ利權ヲ獲得フ其間ニ圖ッテ居ル申シテ宜カラウト考ヘマス、然ルニ我國ガ今日ノ場合ニ於テ、此兩銀行ヲ設立致ストナリマシタラバ、私ハ外國ノ例ニ一歩ヲ進メテ、單ニ貿易機關タルニ止マラシメズ、借款ニ應ズル機關タルニ止マラシメズ、彼國ノ利源ヲ開發シ彼國ノ事業ノ興ルヤウニ、又進ンテハ支那政府ノ資金ノ調達ニモ便利ヲ與ヘルヤウニ、即チ支那ノ公私ノ經濟ニ便利ヲ與ヘテ、如何ニモ彼國ニ於テモ此銀行ヲ便利トシテ經濟ノ發達、財政ノ便利ニモ供スルヤウナ考フ以テ致シタイモノトダモ思フノガ私ノ考デアリマス、設立ノ趣旨ハ根本ヲ其處ニ置キタイト考ヘテ居ル、隨ッテ次ニ起ル所ノ事柄ハ此目的ヲ支那ニ於テ達センガタメニハ如何ナル組織ヲ以テ進ムベキカト云フコトデアリマス、此點ニ付テハ政府ノ説明スル所ヲ聽キ、又兩法案ニ現ハレテ居ル所ヲ見マスルノニ、吾々ノ考フル所ト政府ノ考フル所トハ、大ニ懸隔ガアリハシナイカト云フコトヲ認メルデアリマス、甚ダ遺憾ニ感ズル次第デアリマス、政府委員ノ答辯スル所ニ依レバ、現在合辦ノ考モ持タヌガ、將來ニ於テモ合辦、即チ協力ヲ以テスルト云フ考モ持タナイ、協力トハ政府委員ハ申サナカッタガ合辦ニシテハ持タナイト云フ説明デアリマス、又法案ニ現ハレテ居ル所ヲ見マシテモ、尙左様デアラウト察セラレルデアリマス、即チ株券ハ主トシテ日支人ニ於テ引受ケルコトニナッテ居リマシタガ、重役ノ組織ニ於テ支那人側ヲ二分ノ一ニ制限シテアリマス、何故ニ二分ノ一ニ制限致シタルカハ明瞭ナル理由ハ承ルコトガ出來マセヌデアリマス、先ニ申シタル如ク固ヨリ我國ノ經濟勢力ノ發展ヲ圖ル如キ趣意ヲ以テ致シタイト云フ根本ノ考ニ之ヲ照シマスルノニ甚ダ遺憾ニ考ヘル、何處マデモ協力或ハ提携シテ往キタイト云フ趣旨ヲ徹底シテ參リタイ目デアルト考ヘル、何處アル、此銀行ハ吾々ノ考フル所デアハ、先ニモ申ス如ク固ヨリ我國ノ經濟勢力ノ發展ヲ圖リ、兩國ノ經濟ノ親密ヲ圖ルト云フコトハ、申スマデモナイガ、ソレト共ニ支那ニ於ケル彼等自身ノ事業ヲモ進メ、彼等ノ經濟力ヲ大ニ増進スルコトニ致シテ、其財政ノ上ニモ便宜ニナルヤウニスルコトニ付テハ、ソレダケノ働ヲ爲スト云フコトニ付テ、支那ノ官民ニ對シテ心カラ協力ノ態度ニ出テ賞フ必要ガアルト思ヒマス、初メヨリシテ提携スル考ヲ以テ設立スルコトガ極メテ必要デアラウト考ヘル、ソレニハ組織ガ合辦的デナケレバナルマイト考ヘル、又此銀行ヲシテ支那ニ於テ大ニ働カセヤウトスルノニハ、獨リ我國ノ資金ノミヲ彼ニ投入シテ足レリトスルコトハ、固ヨリ不十分デアラウト考ヘマス、假令資金ヲ五千萬圓ニ致シマシテモ、將來此銀行ヲ大ニ活動シヤウトスルノニハ、支那ノ資金ヲモ吸收

スルダケノ考ガナケレバナラヌト思ヒマス、彼等ノ資金ヲ吸收シテ以テ彼等ノ經濟力ノ發展ヲ圖ラウトスルノニハ、彼等ノ資金ガ此銀行ニ集リ易イヤウニシナケレバナラヌ、即チ彼等ヲシテ此銀行ニ向ッテ協同ノ利害觀念ヲ持タセル必要ガアルト考ヘマス、況ヤ支那ノ公ノ經濟上ニ付テ大ニ便利ヲ與ヘ、時アツテハ資金ヲ調達シ、或ハ公金ノ取扱アモ致サウト云フノニハ、固ヨリ彼ノ政府ノ同情ヲ大ニ得ナケレバナラヌ次第デアリマス、ソレ故ニ此銀行ニハ出來得ルダケ支那ノ官民ヲシテ力ヲ添ヘシメ得ル組織ニ致サネバナラヌコトハ、論ズルマデモナイト考ヘルデアリマス、此考ヨリ致シマスレバ、單ニ重役ノ制限ヲ二分ノ一ヲ二分ノ一ニ改メタダケテハ固ヨリ足リマセヌ、彼國ノ政府ヲモシテ相當ニ此銀行ニ助力ヲ與ヘシムルヤウニスルコトガ必要デアリマス、又銀行ノ設立ニ當リマシテモ、創立委員ナルモノハ獨リ日本人ハカリテナク、彼等ト相協同シテ創立ノ當初カラ努力スルコトモ固ヨリ必要ナコト、考ヘマス、唯世間ニ合辦事業ハ幾ラモアルガ、甚ダ不成績ニ終ルデハナイカト云フコトハ時ニ聞ク議論デアリマス、是ハ左様ナ例モ承ッテ見マスト隨分アルヤウデアリマス、併ナカラ合辦事業モ其經營者ノ如何ニ依リ、又其事業ノ性質如何ニ依ッテハ隨分成功致シテ居ルモノモアルデアリマス、ソレ故ニ私共ハ此銀行ヲ合辦組織ニシテモ十分ヤリヤウニ依ッテ成功ヲ收メ得ルコトガ出來ルト信ジテ居ル、況ヤ又先程カラ段々述ベマシタ如ク此銀行ノ將來ヲ考ヘマスレバ、其事業ハ誠ニ大有望デアルト考ヘル、又合辦ニシナケレバ此目的ヲ恐ラク達シ得ナイト考ヘル點モアリマス、ソレ故ニ取敢ヘズ重役ノ員數ニ制限ノ置イテアル所ヲ折半ニ改メタ次デアリマス、尙ホ資本ノ増額致シマシタコトハ先程モ説明ラシマシタガ、尙ホ一言附加ヘマスレバ、人才ヲ得ル上ニ於テモ此銀行ノ立場トシテハ少クとも五千萬圓位ニハ増額致シテ置カケレバ困難デアラウト考ヘルデアリマス、吾々ハ單ニ五千萬圓位ニハ増額致シテ置カケレバ困難デアラウト考ヘルデアリマス、若クハ一億圓ニモナルト云フコトヲ考ヘテ居ラナケレバナラヌト思ヒマス、次ニ論ズベキコトハ政府案ノ如ク二ツノ銀行ヲ設立スベキカ、若クハ此際一ツ、致シテ進ムベキカト云フコトヲ考ヘル必要ガアルト思フ、政府者ノ説明ニ依リマスレバ、日支銀行ト滿洲銀行トハ性質ヲ多少異ニ致シテ居ル、先ヅ滿洲銀行ノ方ニ於テハ不動產貸付ヲ主ナル目的ト致シテ居ルカラ別ニ立テル必要ガアル、其次ニハ滿洲諸君ノ御承知ノ如ク特殊ノ關係ガアルカラ、特別ニ滿洲銀行ヲ立テル必要ガアルト云フノガ、滿洲銀行ヲ別ニ置イテ趣意デアアルト承リマシタ、サウシテ此箇條ヲ見マスト云フト、滿洲銀行ニ於テハ先程委員長カラ御報告モアツタ通りニ、一覽拂手形ヲ他ノ銀行ノ例ニ倣ハズ發行スルト云フコトヲ認メテ居ナイデアアル、ソレカラ重役ニハ全ク支那人ヲ除外シテアルデアリマス、滿洲銀行ハ特殊ノ關係ガアルカラ特ニ之ヲ置カケレバナラヌト云フコトハ、一應道理アルコトノヤウニ考ヘマスガ、併ナガラ特殊ノ關係ガアルダケテ計畫書スル上ニ於テハ細心ノ注意ヲ要スル次第ト考ヘマス、ヨク吾々ガ承ルトコロデアハ、滿洲ハ更ニ第二ノ朝鮮ニナリハセヌカト云フ疑懼ヲ懷イテ、ソレガ時々何カノ事柄ニ現ハレルト云フコトハ承ル所デアリマスガ、即チ特殊ノ關係ノアルダケテ計畫スル際ニ當ッテハ彼等ノ銳敏ナル頭ガ、如何ニ響クカト云フコトニ付テハ細心ノ注意ヲ要スルモノト考ヘルデアリマス、又此特殊ノ關係ト云フコトハ、畢竟スルニ是ハ實力ノ問題デアリマス、我國ガ特殊ノ關係ヲ持ッテ居ル外國カラモ特殊ノ地位ニ在ルト云フコトヲ認メラル、ニハ、結局スルニ實力ノ問題デアアル、制度ガ特殊ノ關係ガアルカラ特殊ノ制度ヲ立テナケレバナラヌト云フコトハ、寧ろ餘リ思慮アルヤリ方デハナイカト考ヘル、ソレヨリモ實際ニ於テ滿洲ノ開發ヲ成功シ、我國ノ實力ヲ伸張シ得ル途ガアルナラバ、其途ヲ執ルカ當然デハナイカト

考ヘルノガ一ツデアリマス、次ニ不動産銀行デアルカ特殊ニ致サナケレバナラヌト云フ說明デアリマスケレドモ、日支銀行ニ於テモ素ヨリ不動産銀行タリ得ルノデアアル、是ハ政府ノ說明ニ依ツテモ左様ニナツテ居リマスガ、サテ此不動産抵當ノ銀行デアアルカラト云フコトハ、實際ヲ考ヘテ見マスト云フト、滿洲ニ於テハ現在普通ノ銀行トシテハ既ニ朝鮮銀行アリ正金銀行アリ、又私立テハ昌隆銀行モアリマス、借款ノ點ニ於テハ滿鐵モ幾分働イテ居リマス、殊ニ今日ハ政府ハ東拓會社ニ改正ヲ致シテ、東拓ヲシテ不動産事業ニ放資セシムル改正案モ出シテアルノデアリマス、而シテ銀行ノ最モ便利トスルコトコノ一覽拂手形ノ發行ヲ一方ニ於テハ認メナイト云フコトデアアル、私ハコレノ事ヲ考ヘ合セマズルニ、滿洲銀行ヲ設立スル政府ノ趣旨ハ甚ダ徹底シナイ所ガアルト考ヘマス、十分ニ此銀行ヲシテ活動セシメヤウト云フナラバ、何故ニ此支拂手形ノ發行ヲ認メヌデアアルカ、政府ノ言フ所ハ正銀アリ鮮銀アリ複雑スル申スノデアリマスケレドモ、眞ニ滿洲ニ於テ此銀行ヲ働カセヤウトスルナラバ、思ヒ切ツテ許スベキガ當然デアラウト思フ、然ルニ敢テコレヲ爲サヌデアアル、又一方不動産ノコトヲ頻リニ説明ヲサレルケレドモ、此銀行ノ働クベキ所ハ實ハ鐵道沿線若クハ關東租借地以内位ノコトニハ考ヘテ居ラナイ、廣ク滿洲若クハ蒙古マテ此銀行ガ働イテ、初メテ不動産銀行トシテ言ヒ得ルノデアリマセウ、唯鐵道ノ沿線租借地ノ狭イ區域ニ限ラズ、洵ニ微々タルモノデアラウト思フ、而モ今日滿洲ノ實際ノ狀況ハドウデアアルカ、隨分商租權ノ設定ヲ致スニ付テモ妨害ヲ致シテ居ル、警察制度ヲ定メルト云フテモ、纏ラヌトコトコトガアル、決シテ容易イモノデアライノデアアル、不動産銀行ト申スガ容易ニ此働キハ實際ニ於テハ出來ナイト考ヘマス、然ルニ一方活動ノ範圍ハ支拂手形ヲ發行スルコトヲ認メラナイテ狹メラレテ居ル、而シテ又支那人ヲ全ク除外シテ居ル、支那人ノ同情ヲ得テ彼ノ資金ヲ吸收スルコト云フコトモ出來ナイ、彼ト協力スル精神モ此間ニ於テ缺ケテ居ル、實際ニ考ヘテ見マシタナラバ、委員會ヲ擲擲君カラ質問ガ起ツテ、此銀行ヲ日支銀行トシテ、實際ニ考ヘテ見マシタナラバ、否ヤ、政府委員ハ初メニハ同時ニ募集スルト説明シテ、コレハ左様デアラウト考ヘル、又縱シ此銀行ガ成立致シマシテモ前來申述ベルトコロノ狀況カラ判斷致シマシタナラバ、其維持ハ甚ダ困難ナモノデアラウト考ヘル、コレ故ニ滿洲銀行ヲ急ニ設立シテ其效果アラシメヤウト云フナラバ、ヤハリ日支銀行ト同ジク一覽拂ノ手形ヲ發行スルコトヲ許シ、又支那ト努力ノ精神ヲ以テ、重役等ノコトモ俱ニ日支人共ニナリ得ルヤウニ改メルノガ本統デアラウト考ヘマス、若シ右様ナ趣旨ヲ以テ此銀行法案ニ改正ヲ加ヘマシタナラバ、結局日支銀行ガ滿洲銀行並ニ上海ニ於テ一箇所ニ出來ルト云フコトデアリマス、全ク同一ナ銀行ガ二ツ出來ルト云フコトニナル、サテ左様ナコトニナツテ見マスト、一方ハ僅ニ二千萬圓、一方ハ僅ニ二千萬圓、此二ツノ微弱ナルモノガ兩立シテ今日仕事ニ當ルト云フヨリモ、寧ろ合一致シテ、而モ其資金ヲ増額シテ力ヲ協シテ働カシメタカ、遠ニ目的ヲ達スルコトガ出來ルデアラウト考ヘルノデアリマス、コレノ理由ヨリシテ滿洲銀行ハ何レ此事業ガ發達スルニ從ツテ他日考慮スベキデアルトハ思ヒマスガ、今日ニ於テハ先ツ日支銀行ニ合一シテ、サウシテ却テ日支銀行ハ一覽拂ノ手形モ出シ、資金ノ融通モ大キクナル、支店デモ置イテ働カシタカ彼是相流通スルコトモ出來テ、成功ヲ收メルニ宜シカラウト信ズルノデアリマス、以上申述バ理由ニ依ツテ、一ツハ日支銀行法案ニ修正ヲ致シ、一ハ此際ハ先ツ滿洲銀行法案ハ否決シテ置キタイト云フ考デアリマス、素ヨリ根本カラ申セバ日支銀行法案ニ就テモ吾々ノ主張スルコトコトカラ申セバ、大ニ満足セザル點ガアルコトハ凡ソ御了解下サツデアラウト思ヒマス、吾々ハ支那政府ヲモシテ幾分ノ助力ヲモサセタイ、初メカラ協

カシテ設立ヲ致シタイト云フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ前來申述バ如キ修正ダケテハ其目的ハ素ヨリ達スル譯デアアリマセケレドモ、今日總テ法案スル申シマシテモ、其時機宜シキヲ得ナカラウト云フ考モアリマスルノデア、此位ノ修正ニ止メテ、他日吾々ノ目的ヲ十分ニ達シタイ考デアリマス、前ニモ申述バマシタ如ク日本ノ利益ヲモ圖ルコトハ勿論デアリマスガ、支那ノ經濟力ヲ進メ支那ノ便宜ニ供スルコト云フコトニハ大ニ力ヲ注ギタイ考デアリマス、外國ノ銀行ノ如ク單ニ自己ノ貿易機關ニシ、若クハ自己ノ利權ノ獲得ノミニ考フルコトデナクシテ、吾々ハ支那ノ爲メニモ眞實誠意ヲ以テ致シテ居ルト云フコトヲ、十分ニ現ハシタイモノト考フルノデアリマス、此點ニ付テハ洵ニ政府ト所見ヲ異ニスル點ニ於テ意見ヲ異ニ致シマス、異ニスルコト云フテハ、語弊ガアルカ知ラヌガ、意見ニ大ナル懸隔ガアルト云フコトコトガ、法案ヲ見テモ政府ノ精明ヲ聽イテモ明カニ認メ得ルノデアアル、是ハ此銀行ヲ設立スル今日カラ洵ニ遺憾ニ思フ點デアリマス、尙私ノ考ヨリ致シマスレバ、銀行設立ノ手續ノ上ニ於テモ大ニ遺憾トスル所ガアル、先程委員長カラ申サレタ如ク、小林君ノ說デアリマシタ、此銀行ハ免モ角兩國協力シテヤリタイト云フ以上ハ、創立ノ初カラ其手續ヲ執ルノガ當然デアラウト思フ、即チ先ツ此法案ヲ提出スル前ニ於テ、政府ハ支那政府ニ交渉ヲ致シテ、支那ノ有力ナル實業團ニモ大凡其意ヲ漏シテ、此處ニ此法案ヲ提出スルガ當然ノ順序ト考ヘル、然ルニ政府ハ此手續ニ依ラナイ、而シテ外務大臣ノ言フ所ニ依レバコトコトノ腹ガ極デカラ相談ヲ致シタイト云フデアリマス、抑、協方シテ仕事スルコト云フ以上ハ、免モ角先ツ前ニ相談ヲスル、成レバ洵ニ妙デアアル、縱シ其相談纏ラヌトモコトコトヲ誠意ヲ致シテ、然ラバコトコトヲ如クニシテ進ムノデアアルト云フコトコトヲ通過シテ置クト云フコトコトハ、其事業ヲ成立セシムル上ニ於テ大ナル便利ノアルコトコトデ、相當取ラナケレバナラヌ順序デアルト考ヘルノデアリマス、此點ハ大ニ遺憾ト思ヒマス、此案ガ成立ツタトコロテ外務大臣ハ如何ニ交渉スル積リデアリマスカ、此案ノ大體實行ノ出來ルダケノ交渉ハ、銀行ノ前途ノ爲メニ出來レバ宜イガ、出來テモ餘リ大ナル銀行トナラヌデアラウト考ヘマス、私ノ希望スルコトコトハ、交渉ヲナサルナラバ、能ク支那政府モ相當ノ努力ヲ致スヤウニ、支那ノ資本團モ相當此銀行ニ同情ヲ寄セルヤウニト云フコトコトヲモ交渉ナスツテ、其交渉ガ成立ツタナラバ相當此法案ニ改正ヲ加ヘラレバヤウニアリタイト思フデアリマス、凡ソ對外的ノ問題ニ付テハ内政ニ關係スル問題トハ違ツテ、始メヨリ周密ニ計畫サレルノガ最モ當然ノコト、考ヘルノデアリマスガ、免角此對外的ノ問題ヲ政府ハ輕々ニ視テ出シタノデアライカト思フ、十分ニ此案ハ練レテ居ラナイト云フコトハ委員會ノ應答ニ依ツテモ吾々察セラル、ノデアリマス、若シ是ガ内地ダケノ銀行デアリマスナラバ、私共ハ今日ニ於テモ是ハ反對シタイノデアアル、併シ事外國ニ關シタ銀行デアレ、吾々ノ見テ居ル所ト政府ノ考フル所トハ大ニ懸隔ガアルヤウニ思ヒマスケレドモ、直ニ根本的ニ之ヲ改正スルコト云フコトモ遠慮致シマス、又サウシタトコロガ此所マデアテ來タカラハ致方ガナイノデアアル、コレ故ニ少クトモ吾々ノ意見ニ近イ所マテ修正致シテ、尙將來ノ交渉ニ於テハ十分ニ政府ニ於テ努力致シテ貫ヒタイト云フ希望ヲ述ベテ置キマス

○議長(島田三郎君) 守屋此助君

(守屋此助君登壇)

○守屋此助君 諸君、本期議會ニ於キマシテ政府ヨリ提出セラレタ議案、中私ハ三ツノ重大案件トシテ迎ヘテ居ル案ガアリマス、第一ハ海軍擴張案是ナリ、第二ハ枝光製鐵所擴張案是ナリ、第三日支銀行滿洲銀行法案是ナリ、本期議會ニ議案多シト雖モ、私ハ此三ツノ案ニ對シテ深ク敬意ヲ拂ヒ、多クノ趣味ヲ以テ迎ヘテ居ル一人デアリ

マス、サウ致シマシテ殊ニ此日支銀行ノ事ニ付キマシテハ私ハ深キ敬意ヲ拂フテ居ル、ナ
 ゼナレバ日本帝國ハ支那ニ向テ世界列國中其關係ガ深クシテ、唇齒補車ノ關係ガア
 ル、兄弟ノ國デアレ、斯様ナコトヲ皆申シマシテ、ソレト同時ニ支那ニ於テ優越ノ權利
 ガカルト云フコトヲ言フテ居ルハ人ガアル、歐羅巴諸國ヨリ支那ニ對シテ日本ハ優レル關係
 ガアルト見テ、斯様ナコトヲ言フテ居テサウシテドウシテ居ルカ、三寸ノ舌頭テ多クノ談
 判ラズル、兵隊ヲ動かシタコトモアル、ケレドモ日本トハ非常ニ關係ノ厚イ國ト言ヒナガ
 マヌ中ニ英吉利ハ「チャータード」銀行ヲ既ニ六十何年前ニ拵ヘタデハナイカ、香港上
 海「バンク」ハ五十年前ニ出來テ居ルデアリマセヌカ、印度支那銀行ハ殆ド四十年前
 ニ獨逸銀行並ニ露亞銀行、是モ殆ド一七八年前ニ出來テ居ル、日本帝國ハ此等ノ
 國ヨリ關係ガ厚イト云フコトヲ口ヲ極メテ言フテ居ルハ人々ガ、今日マテ何モ出來テ居ラヌノ
 ハドウ云フ譯デアレ、歴代ノ内閣諸公ハ何ノ顔セアツテ此處ニ見ユルカ、又此歴代ノ内閣
 ヲ助ケタ諸公モ今日マテ銀行ノ出來テ居ラヌト云フコトハ床次サンモ必ズ遺憾デアリマシタ
 ラウ、然レニ此内閣ニ於テ此案ヲ提出セラレタル事柄ハ、黨派ノ如何ヲ問ハズ、六千万
 ノ國民均シク喜ンテ歡迎致スコトハ守屋此助ニ讓ルトコロハナイト思ヒマス、此點ニ付テ
 ハ政友會ノ諸公モ御異存ハアリマスマイ、併シ今日マテ單リ内閣ダケノ意リテナクシテ議
 員モ意リデアツタカモ知レヌ、サウスルト守屋此助モ其罪人ノ一人デアレ、今日マテ是ガ出
 來テ居ラヌト云フコトノ責任ハドウシテモ吾々ガ擔ハナケレバナラス、是マテ日本ト支那ノ
 關係ハ厚イト云フコトヲ言フテ居リナガラ、ドウノ内閣ノ時デモ是ガ出來テ居ラヌ、ソレガ冤ニ角
 出來タト云フ事柄ハ私ガ今申上ケル通り喜ンテ迎ヘルト云フコトニ付テ、諸君モ感ラ
 同クサレコト、思ヒマス、サテ其點マデハ舉國一致、政友會モ國民黨モ同志會モ他ノ政
 黨モ異存ノナイコトニナル、ソレカラ以上ハドウナルカト云フト、床次サンハ御異存ガアツ
 修正シナケレバナラスト云フコトデ、其修正ノ點ハ私ガ先刻口頭テ御述ベニナリマシタコ
 トヲ聽キマス、本店支店所在地ノ事ト資本ノ事、重役ノ事、滿洲銀行ノ手形發行ノ
 事、斯ウ云フ諸點デアリマスガ、併シ此修正案トシテ御出シニナツタ點ニ付テ一ツ宛私ノ
 愚案ヲ申上デマシテ教ヲ受ケタイト思ヒマス、床次サンハ頗ル周密ナル御取調ヲナスツテ、
 私ノ如キ不肖ナガラ此案ニ深キ趣味ヲ持テ居リマス者ハ第一ニ其御苦心ノ點ニ於テ敬
 意ヲ拂ヒマス、サウシテ仰セラレタコトニ付テハコチラモ遠慮ナク敬意ヲ表スルト同時ニ、
 惡イコトハ惡イト申上ケナクテハナラヌト思ヒマス、抑、銀行ノ本店支店ノ所在地ハドウ
 デモ宜イト云フコトニ付テハ、政府ガ議案ヲ出シテ吾々議權ヲ持ツテ居ルモノハ吾々ノ權
 利内デ議シ得ルコトハ議シテ置クト云フコトデ、其權能ヲ發揮シナケレバナラス、然レド
 コデモ宜イ、ソナ無責任ノコトガドウシテ是ダケノ重大ノ案ニアラウカ（誤解ト呼フ者
 アリ）誤解デアレバ議シテ教ヲ受ケマス、私ノ恩ヲ事ダケ言ヒシテ頂戴、左様ナ不見識ナ國
 會議員デハ仕方ガナイト私ハ思フ、本店ハ何處ニ置クベシ、政府案ニ出シテ居ラナケレ
 バ是ハ修正モセバナラス、上海ニ置クベシ、天津ニ置クベシ、若クハ北京ニ置クベシ、又
 東京ニ置クベシ、是ダケノ見識ガ無クテドウスル、ソレ故ニ見識ガ無イト云フコトヲ國會
 議場テ自ラガ自己ノ智識ノ程度ヲ左様ニ表明シナクテモ宜カラウト思フ、私ハドウシテモ
 日支銀行ト云フ分ハ上海ヨリ外ニ置クベキ處ナシト云フ考デアレ、何トシテモ本店ハ上
 海ニ限ルノデアレ、ソレカラ滿洲銀行ヲ別ニ置カヌト云フ御論モアリマスガ、滿洲銀行ノ
 方ハ議題ニ上ツテ居ラヌカラ此ノ事ハ少々（上ツテ居ル）ト呼フ者アリ）第一議會ニナツテ
 居ルノハ日支銀行ダケテ、滿洲銀行ハ第二議會ニ移スト云フコトニナツテ居ラス、ソレラ
 床次サンハ御一緒ニ御論ヲニナリマシタカラ私モ先輩流ニ倣ツテ一緒ニ論ジテ見ヤウト

思ツタケレドモ、議題ニ上ツテ居ラヌモノヲ議スルト云フコトモ變ダカラ、先ア議題ニ上ツテ
 居ル分ダケヲ言ハウ、併ナガラ御免ヲ蒙ツテ置カケレバナラスガ、議題ニ上ツテ居ラナイ
 分デモ滿洲銀行ノコトヲ床次サンノ御シヤル通り、幾ラカ列ベテ言ハヌト日支銀行ノコト
 ガ分明ニテラヌ事ガアル、此意味ニ於テ床次サンガ御シヤッタコト、私ハ理解致シマス、ソ
 レカラ本店支店ノ所在地ノコトハサウデ、彼ノ最モ重大ナル事柄ハ資本金ノコトデアリマ
 ス、之ヲ二千万圓デアリシカ、五千万圓ニセネバナラスカ、此點ニ付テ實ハ私モ初メノ
 中ハ床次サンノ御考ノヤウナ事柄ヲ一度考ヘマシタ、デアルカラ之ヲ五千万圓ニシヤウト
 云フコトノ一應ノ御論ハ強キ惡イイトハ申シマセヌガ、床次サンモイロ／＼御取調ベニナ
 リマシタラウガ、私ガ調ベタノハ先ア外國銀行ノ例デアレ、ソレヲ調ベテ見マシタガ、外國銀
 行ノ例ハ「チャータード」銀行ガ一番舊ルク出來テ居ル銀行デアレ、彼ダケノ事ヲシテ居リマス
 ガ、英貨資本金ガ百二十万磅、香港上海「バンク」ガ五十幾年致シテ居リマスガ弗本
 位定メテアリマス、初メハ五百萬弗成テ立致シテ居リマシタ、ソレガ其後資本金ヲ増
 加シテ現時ハ千五百萬弗トナツテ居リマス、香港上海「バンク」ト申シテ先ア東洋一トモ
 云フカ否ナ、世界ニ名ヲ鳴ラシテ居ルナカ／＼信用ノアル銀行デアレガ、資本金ハダツタ
 是ダケデアレ、ソレカラ其次ノ露西亞銀行ハ露清銀行ト云フ銀行ガ舊トアリマシタノガ、
 日露ノ戰爭ノ後ニ彼ノ銀行ガ失敗シテ北方銀行ト申シマシテ露西亞ノ本國ニアル銀行ト
 合併シテ、其結果資本金ガ向フノ大銀行ニ合併シタノデ、大銀行ノ資本ガ入ッテ居リ
 マスカラ、端數ガアリマス、是ハ四九百七十三万二千四百六十留、是ガ露亞銀行、
 要スルニ露西亞ノ方カラ出テ居ル銀行デアレ、其次ニ印度支那銀行ト云フ佛蘭西ノ銀
 行、是ガ成立スルトキニダツタ八百萬法、日本ノ金ニシテ四八、三百万圓ハカリノ金、
 ソレガ其後ノ資本金ヲ増加シテ今日ノ所デアレ、四千八百萬法、資本金トナツテ拂込ハ
 僅々千二百萬法、四十幾年モ此銀行ハヤツテ居ルガソレガ千二百萬法ヲ拂込ノ銀行デア
 アル、ソレカラ「積立金ハ何程」ト呼フ者アリ）詳シイ事ハ私書類ヲ以テ居リマスカラ申
 上ゲマセウ、ソレカラ獨立銀行、獨逸ガ「カイゼル」式ニ何カラスルト云フナカ／＼活動ス
 ル銀行デアリマス、是ガ一七八年前ニ成立シテ居ル、此銀行ガ然ラバ何程ヤツテ居
 ルカト云フト、成立スルトキニハ上海兩テ定メテアリマスガ五百萬兩、僅々五百萬兩テ
 獨逸ノ銀行ハ成立シテ、唯今其資本金ヲ増加シテ現時ハ七百五十萬兩、ソレ銀行
 ノ資本金ハ外國ノ例ハ此通りデアリマスガ、此外白耳義、亞利加ノ銀行モアル、其他
 小サナ銀行ガチヨ／＼アリマスガ、驚クベシ皆資本金ガ少ナイ、之ヲ一々申シテハ際
 限ガナイカラ大キナモノダケ書拔シテ持ツテ居ル、斯ウツテ居ル、サウデアリマスカラ日本
 ノ今度拵ヘル銀行ノ方ノモ先ツ二千万圓ト云フノ初メ出テ居ルガ、未來永劫二千万
 圓ヨリ増加シナイト云フノハナイノデアデ、床次サンノ御説ノ通り五千万ニシテ十倍マデノ
 ナル日モアルデアリマセウ、否ナアラネバナラスノデアレ、現時ノ二千万圓ニシテ十倍マデノ
 社債發行權ガアルカラ二億ノ社債發行ガ出來ル、之ヲ巧ミニヤツテ行クト一ノヲ活
 動シテ行クト預金ガ大分集マルト思フ、斯様ニ致シテ行キマス金ヲ澤山貸ス方面モ
 アリマセウガ、集マル方面モ可ナリアルノデアレ、俄ニ大資本ヲサウ貸付ケルコトガ出來ル
 カ出來ヌカト云フコトハ疑問デアルカラ、此日支銀行ニ於テノ資本金二千万圓ハ先ツ
 此位ニシテ置イテ、徐々ニ進メテ行ツテ宜カラウト考ヘマス、ソレカラ次ニ重役ノコトデアリ
 マスガ、是ハ二分ノ一即チ半數マデヲ支那人ヲスルト云フコトニシヤウ、此所ガ實ニ微妙
 ナル考デア、此銀行ノコトニ付テハ支那ト日本ト云フ國ハ兄弟ノ國デアレガ、支那ガ兄タ
 リ難シ日本ガ弟タリ難シテ、ドチラガ兄弟ガ分ラナイ、兄弟ノ國ト云フ意味ニ於テ支那
 ガ日本ニ對シテ何事カスルト云フ方針デアラナラバ、ソレデ宜シイガ、ドチラガ兄弟ガ弟

カ、ドチラカ一日ノ長ガアルカ分ラヌ、之ヲ以テ日本人ガ總テ支那ニ臨ムカト云フ此處ガムツカシイ岐路ト考ヘル、ソコハ私ハ兄弟テハアルガ、文明ノ智識ニ於テ我レ一日ノ長アリ、日本帝國兄タリト任ゼザラ得ヌト思ヒマス、是ハ兄タルヲ以テ彼ヲ指導スルコト云フ事柄ヲ、將來ニ於テ日本ガ拋棄スルコト云フ考テアルナラバ床次サンノ御考ノ通りテ宜イ、支那ニ向テドチララヤルカ極メテムツカシイ、ドウデス政友會ノ諸君、笑聲起ル、支那ニ對シ日本ガ下ニ出テ宜イカ、日本人ノ智識ト支那人ノ智識トドチラガ兄タリ難シ弟タリ難シト御任ニナルカ、サウスルトドウシテモ此方ガ兄テアルト云フコトハ御任ニナルデアラウ、ドウシテモ私ハ是ハ二分ノ一ト二分ノ二ト云フ事柄ガ當然ヂヤト思フ、又日支銀行ト云フハ日本法人テアル、支那人ハナイノデアアル、ソレデアラカラ私ハ是ヲ三分ノ一ト云フ事柄ガ當然デアアルガ、日本人カラ見テサウデアアルノミナラズ、支那人自身ガ喜ブト云フ事實ヲ舉ゲテ御話シヤウ、支那人ハドウカト云フト、支那人自身ハ自身ガシテ居ル銀行ヲ信用シナイ、外國人ガ拵ヘテ居ル銀行ヲ信用スル、支那ノ警察官ヲ信用セヌ、外國ノ警察官ヲ信用スルノデアアル、ソレ故ニ外國人ノ居留地ガ繁昌スル、外國人ノ居留地ガ繁昌スルノハ支那人ガ澤山雜居スルカラデアアル、外國人ガ居留地ニ澤山這入テ繁昌スルカト思フテ見ルト、上海ニ行テ見テモ天津ニ行テ見テモ御覽ナサイ、居留地ノ繁昌スルノハ支那人ガ外國ノ警察ノ下ニ在テ保護ヲ受ケテ安心シテ居ルノデアアル、ソレト同ジコトデ銀行モ支那人ガサウ多クノ支配權ヲ持ツト、日支銀行ヲ拵ヘテモ預金ガ多クゴザイマスマイ、株券モ多ク持チマスマイ、私ハ左様ニ確信ヲ致ス、支那ノ實情ニ通シテノ議論ヲセト空論ハ駄目ダ、時ノ反對黨ノ惡口ヲ云フガケラ能事トスルナラバ何デモ云ヘルカ知ラヌガ、床次サンノ如キ濃厚ノ政治家ハ左様ナ考カラテハナイ、支那ニ親切ノ餘リ辯ゼラレテ、此重役ノ數字ヲ御割出ニナラヌトゴザイマセウガ、支那ノ事情ニ今少シ御精通ニナラヌ守屋此助ニ御贊同ニナラウト思フ、ソレカラ資本金ノコトニ付テモウツ附加ヘテ申上ケテ置キマスガ、銀行ガ活動致シマスルノハ何モ自分ノ持テ居ル資本金ケテ活動ヲ要サナイト云フコトハ、見ルベシアノ、外國ノ活動シテ居ル銀行ガ、資本金ノ少イ香上銀行デモ、獨逸銀行デモ、通リ働イテ居ルノデアリマスガ、日本ノ今度、銀行ニハ信託法ガ入レテアル、預金バカリテハナイ、信託事業——此信託事業ト云フモノヲバ日支銀行ノ總裁其地ノ重役其人ヲ得タナラバ、無數ノ金ガ支那ニ供給ガ出來ル、サウシテ預金ト云フモノヲ取テ行クト云フコトガ出來マスカラ、床次サンノ御希望ノ通り此銀行ガイロノ活動ヲ致シマシテ、日支兩國ノ親善ヲ圖ル上ニ大ナル貢獻ヲスルコトガ出來ルト思ヒマス、ノミナラズ大ナル貢獻ヲスルコトヲ此銀行ヲシテ爲サシメナラヌデアリマス、此點ニ付キマシテ私ハ此信託事業ヲ多ク活動サセタイト云フコトヲ、此法案ヲ讀ミマシタトキニ感シタ一人デアリマス、ソレカラ次ハ銀行ガ滿洲銀行ト日支銀行ト云フモノト二ツ要ラナイ、一ツテ宜シイ、此ノ利害得喪ガ是ガ又餘程議論ガムツカシイ、床次サンモ餘程親切ノ御取調ノ結果ノ御論デアリマシタガ、私共ノ考テハ支那廣袤四百二十幾方哩四億ノ民ヲ相手ニシテ、ドウカ此銀行ヲ活動セシムルコトヲシナケレバナラヌデアリマスガ、支那ノ風土人情ニ精通セラレタ諸君ハ政友會ニモ澤山居ラシヤルガ、北ト南トハ通リ文化ノ程度ガマルテ違ッテ居ル、人情風俗モマルテ違ッテ居ル、ソレ故ニ是ハ日本帝國ガ日本ノ立場ト云フコトヲマルテ別ニシテ置イテ、支那ガ事情ヲ見テ、此北ト南ト云フモノ、經營ヲ自ラニテ通シシナケレバナラヌガ支那ノ方ノ側カラ見テ、ソレ今度日本ノ側カラ之ヲ見ルトドウナルカト云フト、滿洲カラ蒙古ノ方ニ掛ケテノコト、是ガ揚子江ヲ中心トシテアレカラ廣東ノ方ニ向ッテノコト、日本帝國ノ關係モ亦同様ニアルデアリマスガ、一樣デアリマスガ、是ハ違ッテ居ルデアリマセウカ、違ッテ居ルモノナラバ違ッテ能力ノ人ガ違ッテ働キラシナケレバナラヌ、長鞭モ馬腹ニ及バズ、トモ是ダケノ大仕事ヲ一ツノ銀行ニ爲サシメヤウト云フ左様ノ働キノ出來ル人ガ日本五千万人ノ中ニドンナニ尋ネテモトモ適材ハ得ラレハシナイ、是ハ南ハ南、北ハ北ト云フ部分位ニ別ケテ人オラ登庸シヤウトシタナラバ、是ハ稍得ラレララウ、人存シテ其政舉ルダカラ、ドシテモ人ノ採用法ヲ考ヘナケレバナラヌ、ドウシテモ此人物採用法ニ於テ是ガ一ツニ働イテ統御スルコト云フコトハ絕對ニ私ハ不能ト考ヘル、支那自身ノ國ノ事情カラ見マシテモ、經濟狀態人情風俗諸般ノ點カラ見マシテモ、滿洲蒙古ノ經營ト云フ事柄ハ別ニシナケレバナラヌト云フノ理由、ソレカラ日本帝國ガ支那ノ同政府同支那ノ土地デアラケレドモ、滿洲蒙古ト云フモノト揚子江ヲ中心トシテノ方ト云フモノガ、日本ノ立場カラ見テ關係ガ別デアアル、是ガ第一ノ理由、ソレカラ又是ハ内地ノ關係ニ付テ云ヘバ、日本銀行ト勸業銀行ヲ合併セイト云フ話、日本ノ中テ日本銀行ト勸業銀行ヲ一緒ニシロト云フ論ガアルデアリマセウカ、ソレハ資本モ日本銀行ト勸業銀行ヲ合セレバ殖ニ相違ナイガ、サウ云フ議論ヲスル人ハナイ、日本ノ中ニハナイ、自ラ性質ガ異リ目的ガ異ナレバ組織ガ異ナルト云フコトハ、三尺ノ童子モ尙能ク辯ズルノデアアル、ソレデアリマスカラ斯様ニ點ニ於キマシテ此日支銀行ト云フモノハ原案ヲ贊成致シマシテ、サウシテ此滿洲銀行ト云フモノハ別ニ置クベキモノデアルト云フコトヲ考ヘテ居ル、ソコデ此滿洲銀行ノコトニ付テ、床次サンガ前ニ仰シヤッタ唯一覽拂ノ手形ヲ出スコトヲ滿洲銀行ノ方ニシナイト云フコトハ、政府ガ何ト稱シテ宜イカ、床次サンノ仰シヤッタコトガ是ハ如何ニモ床次サンノ御論ニ敬服致シテ居リマス、床次サンノ仰シヤル通り是ニドウモ一覽拂ノ手形ヲ發行スルコトヲ、日支銀行ニ許シテ滿洲銀行ニ許サナイト云フコトニ付テハ、是ハ又支那ノ事情ナドモ少シモ知ラナイ人ノ云フコトノヤウニ私ニハ思ハレルノデアラカラシテ、此點ハ滿腹ノ敬意ヲ表シテ床次サンノ御論ニ御同意致シマスガ、其他ノ點ハ遺憾ナガラ床次サンノ修正ニハ、私ハ法文ノ修正ト致シマシテノ點ハ總テ御同意ハ出來マセウ、ソレカラ又支那ト親善ヲ圖ル方ノコトニ付テ、支那ノ御意ヲ伺テ法案等ヲ出シタラ宜カラウト云フヤウナ意味ノ御話ガアリマシタガ、是ハ一應ハ尤モカモ知ラヌ、一應ハ尤モカモ知ラヌガ是モヤハリ支那ニ對スル全體ノ日本國ノ政治ト云フモノヲバ、ドウ執ルカト云フコトヲ早ク覺悟シテ、政治家ノ頭ガ極ッテ居ラナケレバナラヌ、何事モ其方テヤレバ東洋ノ繁榮ヲ期シテ、東洋ノ平和ヲ計ルト云フ事柄ハ、其筆法テ支那ニ向ヘバ百年黃河ノ清キヲ待ツ類グラウト思フ、何トシテモ日本帝國ハ一日ノ長者デアアル、兄弟テハアルガ己レハ弟テハナイゾ、兄デアアル、此抱負ヲ以テ臨マナケレバナラヌ、兄デアアルト云フ抱負ナラバ導クト云フ觀念ガ無ケレバナラヌ、兄ノ情ケニハ導キ教ヘナケレバナラヌ、弟ノ御意バカリ伺フ兄デアハ仕方ガナイ、又向フ兄トシテ御意バカリ伺フ弟ノ國ニナラヌ何トスル、ソレハドウシテモ出來ナイノデアリマセウカ、ソレ故ニアノ點ニ對シテ床次サン——是ハ法案ノ修正テハゴザイマセウガ、床次サンノ御意見ガゴザイマシタガ、根本ニ於キマシテ左様ナ事柄ハ私共ハ意見ヲ異ニ致シマス、是ダケノ事柄ヲ申上ゲマシテ、原案ニ贊成デアッテ、サウシテ床次サンノ修正ニハ遺憾ナガラ反對デアルト云フコトヲ明言シテ此壇ヲ降りマス(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 藤井善助君

(藤井善助君登壇)

○藤井善助君 風邪ノタメニ聲ヲ出シマスルコトガ甚ダ困難デアリマスカラ、極メテ簡單ニ申上ゲル積リテゴザイマス、御聽惡イト存シマスガ暫ク御清聽アランコトヲ望ミマス(「謹聽ヤ々」ト呼フ者アリ)私ハ本案ニ對シテ床次君提出ノ修正意見ニ贊成ノ意ヲ表

スルモノデゴザイマス、帝國ノ支那ニ對シマスル經濟的關係ニ於キマシテ、即チ貿易商業ノ機關ト致シマシテ、又日支兩國ノ國際的關係ニ於キマシテモ、兩國ノ親善ナル關係ヲ増進シマスル上カラ見マシテモ、此日支銀行ノ設立ハ、此機關ヲ造リマスコトハ最も必要ナルモノト存シマスルノデ、寧ろ本案提出ノ遲キニ過ギルヲ感ズル所ノ者デゴザイマス、併ナガラ此法案ノ全文ヲ通讀致シマシテ、著シク不十分ヲ感ズルハ、資本金額ノ點デアルノデアリマス、帝國ノ支那ニ對スルコトノ經濟的關係、此日支銀行ノ設立ヲ必要ト致シマスル上カラ、主トシテ其必要ト致シマスルコトノ理由ハ、我國ノ支那ニ對スル貿易商業ノ機關トシテ必要ヲ感ズルマスト同時ニ、更ニヨリ以上進メテ遠大ナル目的ナルモノガアルト存ズルノデアリマス、即チ帝國ガ支那ニ對シテ、支那ノ經濟ニ對シテ現ニ得テ居ルコトノ或事業上ノ優勝ナル地位、又現ニ得ツ、アルトコロノ優勝ナル地位ヲ持續シ、且ツ増進シ、將來ニ之ヲ擴張シ、又進メテ將來或事業ノ優勝ナル地位ヲ獲得シマスルノ機關トシテ、此日支銀行ノ設立ハ、貿易商業ノ機關トシテノ必要ヨリ以上更ニ其必要ヲ感ズル者デゴザイマス、唯今申上ゲマシタコトノ重要ナル必要案件ハ、必要ト致シマスルコトノ理由ハ、過日日本案提出ニ際シテ大藏大臣ノ御說明ノ中ニモ、其手段方法トシテ言ヒ現ハサレテ居ルト思フノデアリマス、即チ各種ノ經濟借款ニ應ジ、事業ニ資金ヲ供給スルト申サレテ居ルノデアリマス、又此法案ノ第四章ニ於テ其營業ノ目的事項ヲ認メテ居リマスルガ、其第十二條中第一項ヨリ第八項ニ涉リマシテ、營業事項ヲ羅列致シテ居リマスルガ、其中第一項確實ナル擔保アル貸付、第二項ニ於テ公債社債及株式ノ應募引受又ハ買入此營業事項ノ種々アリマス中テ、唯今申上ゲタル第一項第二項ガ最も主要ナル營業目的デアリマス、即チ此日支銀行ナル特殊銀行ヲ設立サレルトコロノ、要旨モ其ノ點ニアルト考ヘルノデアリマス、第一項ノ確實ナル擔保アル貸付ト云フ中ニハ、動産不動産ノ擔保以外或ハ鐵道或ハ鑛山ノ如キ、是等ノ物件ヲ擔保トスルコトノ貸付モ含有サレテアルト云フコトハ、疑ガナイノデアリマス、又第二項ニ於テ公債社債及株式ノ應募引受又ハ買入ナルコトヲ規定致シテ居リマスルガ、是ハ唯單ニ普通ノ銀行ガ持ッテ居ルコトノ資金ヲ運用スルガタメニ有價證券ヲ所有スル、即チ其有價證券ノ利益配當金ヲ受ケル、斯様テ目的ノタメニ有價證券ヲ所有スルト云フ意味デナクシテ、更ニ進シテ或種ノ事業ヲ經營シ、或事業ヲ發起スル、即チ或事業ヲ發起シ經營スルコトノ、株式會社ノ株式ノ募集ニ應ジテ、且ツ之ヲ引受ケルト云フコトヲ規定シテ居ルノデアリマシテ、法人タル銀行ソレ自身ガ名ヲ署シテ發起人タルトモ其ノ内容實質ニ於テ其事業ノ發起人タル、發起ノ中心タルトコロノ行為マデ許シテ居ルノデアリマス、斯様ニ第二項ヲ解釋致シマスルト、即チ此日支銀行ナルモノハ、彼ノ動産銀行不動産銀行ト云フ如キニ對シテ之ヲ申シマスルナラバ、此銀行ハ企業ヲ行フ所ノ一種ノ企業銀行ト申スコトモ出來ルノデアリマス、前申上ゲル通り貿易商業ノ機關トシテモ必要デアアル、而モソレ以上重要ナル任務ヲ有ッテ居ル所ノ此日支銀行、種々ノ利權ヲ擔保ト致シ貸付ヲ行フ所ノ此銀行、種々ノ企業ヲ行フ所ノ此銀行、此日支銀行ノ是等ノ事業ノ上カラ見マシテ、此重要ナル任務ヲ遂行スル上カラ見マシテモ、本案ニ規定サレテ居ル所ノ資本金額ニ十萬圓ハ甚ダ少ナキニ失スルト思フノデアリマス、現ニ帝國ガ支那ニ對シテ放資ヲ致シテ居リマスル金額ハ、諸君御承知ノ通り、彼ノ漢治萍ニ對スルニ十萬圓ヲ主ナルモノト致シマシテ、ソレ以外既ニ八千萬圓乃至一億圓ニモ達セントシツ、アルノデアリマス、現在持ッテ居ル借款ニシテ既ニ斯ノ如シ、此經濟市場ニ優勝ナル地位ヲ確保シ、且ツ之ヲ増進シ擴張シ、尙更ニ他ノ事業ニ向ッテモ其利權ヲ獲得シマスル目的ニ向ッテハ、如何ニシテモ此資本ハ少額ニ過ギ

ルト云フコトハ疑ガナイノデアリマス、又一面貿易商業ノ方面ヲ見マシテモ、帝國ノ支那ニ對スル貿易ノ近時殊ニ著ク發達ヲ致シマシテ、我國ノ綿業即チ綿絲綿布ヲ初メ其他加工致シマシタ所ノ綿製品ノ總テヲ入レマスルト、此綿製品ノ一種類ニ致シマシテモ一億圓以上ノ輸出ヲ致シツ、アルノデアリマス、此貿易商業ノ方面カラ見マシテモ、此資本金額ニ十萬圓ハ甚ダ少ナキニ失スルコト云フコトヲ申サレルノデアリマス、原案ヲ維持セラハ、所ノ諸君ハ、此法案ニ於テ資本金額ニ十倍スル所ノ即チ拂込金ニ十倍スル所ノ債券ヲ發行スルコトヲ許シテ居ルデハ、成程債券ノ發行ハ許シテ居リマスルガ、而モ債券ノ發行ハ資本金ノ資力ノ足ラザル場合ニ於テ之ヲ補充スルノ途ヲ開ケテ居ルノデアリマシテ、銀行ノ如キ信用ヲ基礎ト致シマスルモノハ資本金額デアアル、又資力ノ標準トナリマスルモノハ資本金額デアアル、殊ニ支那ノ如キ經濟思想ノ幼稚ナル事大主義ヲ貴ヒマスル國柄ニ於テハ、殊更ニ此資本金額ヲ増大シテ、其内容ノ豐富ナルヲ期スルト同時ニ、其看板モ豐富ナルコトヲ示スト云フコトガ策ヲ得タルモノデアアルト考ヘルノデアリマス、若シソレ此日支銀行ヲ五千萬圓ノ資本ニ致シマスルナラバ、殊更ニ之ニ對立シテ滿洲銀行ヲ設立スルノ必要ハナイト思フノデアリマス、固ヨリ滿洲地方ノ開發利源ノ開發ニ資金ヲ以テ、健全ナル其本能ヲ發揮シテ居ルモノトモ考ヘヌノデアリマス、此滿洲地方ノ富源ヲ開發シマスル唯一ノ金融機關トシテ之ヲ新ニ設立シマスルナラバ、滿洲銀行ノ資本一千万圓ハ甚ダ少ナキニ失スルノデアアル、寧ろ日支銀行ノ資本ヲ増大シテ五千万圓ト致シマスレバ、日支銀行ヲシテ滿洲銀行ノ事業ヲ兼シムルニ於テ何ノ不可カラント思フノデアリマス、動産銀行不動産銀行トカ云フ營業ノ範圍ノ上カラ、若シ日支銀行ニヤリツ、アル所ノ朝鮮銀行ニ、其營業範圍ヲ推擴メ、資本ヲ増額致シテ朝鮮銀行ニヤラセマシテ、土壤相接シテ居ル所ノ殖民地ニ對シテ金融機關ヲ統一スルト云フコトモ、亦一策デアアルト思フノデアリマス、此點カラ申シマシテ日支銀行ノ資本ヲ五千万圓ニ増額スルコトハ、總テノ點カラ最モ必要デアアル、是ト同時ニ滿洲銀行ニ僅カ一千万圓ノ資本ヲ以テ之ニ對立シテ設立セシムル必要ヲ認メナイノデアリマス、役員ノ數ハ二分ノ一ヲ支那側カラ出スト云フコトノ限定ニ付テ、等分ニ致シテ宜カラウト云フ修正意見デアリマスガ、之ニ對シテ役員ノ選任ハ此法案ノ條文ヲ見マスト、日本人側タル所ノ理事ハ株主總會ニ於テ選舉シマシテ、政府ガ之ヲ認許スルコト云フ斯様ナ條件ニナッテ居ルノデアリマス、日支合辦事業ノ前提トシテ、此種ノ事業ヲ益、獎勵發達セシメマスル上カラ見マシテモ、近時著ク支那ニ於テ助長シツ、アル所ノ彼ノ米支銀行、若クハ米支郵船公司ノ計畫ノ如キ點カラ鑑ミマシテモ、是ハ宜シク二分ノ一即チ理事ノ選任ニ付テハ、半分宛出スト云フコトガ相當デアアル、而モ支那人ノ感情ヲ良クスルコト云フ點ニ於テ、何等差支ナイコトデアルト思フノデアリマス、又本店ノ位置ヲ定メ於テ定メルガ相當デアアルト云フ修正意見ニ對シテ、守屋君ハ此點ニ對シテ多少誤解ヲナサレタヤウデアリマス、本店ノ位置ノ如キ又役員選任ノ如キハ、株式會社トシテ營利會社トシテ普通株主總會ノ權能ニ委ネベキ事柄デアアルノデアリマス、株主總會ノ權能ニ委ネベキモノヲ殊更ニ法文ヲ以テ之ヲ規定スルガ如キハ、將來種々ノ事業ヲ設立致シマスル上ニ付テハ、追々進メテ左様ニ致シタイト云フ考ヲ有ッテ居リマスルガ故ニ、此點ニ對シテモ修正意見ヲ可トスル次第デゴザイマス以

上述ベマシタ點ニ付テ尙足ラザル所モアリマスガ、前御斷リテ致シタヤウナ次第聲ヲ出シマスコトガ困難デアリマスカラ、以上ヲ以テ贊成ノ意見ヲ表シマス

(拍手起ル)

○議長(島田三郎君) 討論ハ終結シタト認メマス、是ヨリ採決致シマス、順序ハ床次君ノ修正ヲ第一トシテ次ニ委員長報告ヲ採リマス、本案ニ對シ床次君ノ修正說ニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

(「多數、大多數」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 少數デアリマス、床次君ノ修正說ハ否決セラレマシタ、次ニ委員長報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(島田三郎君) 多數デアリマス、委員長報告ノ通り決シマス

○福田又一君 二讀會ヲ省略致シマシテ第二讀會ノ決議ノ通り可決確定セラレシコトヲ望ミマス

(「贊成」「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 福田君ノ勸議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メマス、依テ二讀會ヲ省略シテ本案ハ可決確定致シマシタ、滿洲銀行法案ヲ議題トシテ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス、イヤマダ通告ガアリマシタ、滿洲銀行法案ノ第一讀會ノ續ノ中テ、大體ニ付テ床次君ノ通告ヲ許シマス

(此時發言スル者多ク、シヤベツチャ分リマセヌ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 暫ク——大體論ニ付テ反對並ニ贊成ノ通告ガアリマス、依テ其通告ニ依リ床次君ノ發言ヲ許シマス——床次君ニ對シテ

○床次竹二郎君 簡單デアリマスカラ此處カラ御許シテ願ヒタイ

○議長(島田三郎君) 床次君ニ對シテ

○床次竹二郎君 本銀行法案ハ先程日支銀行法案修正ノ意見ヲ説明スル際ニ當テ、申シテ置キマシタ事デ明瞭致シテ居ルト思ヒマスカラ、更ニ申スコトヲ略シテ單ニ反對ト云フコトヲ申シテ置キマス

(「ヒヤ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(島田三郎君) 次ニ贊成ノ通告ガアリマス——加藤定吉君

(「登壇々々」ト呼フ者アリ)

(「加藤定吉君登壇」)

○加藤定吉君 私人極ク簡單ニ此滿洲銀行ノ必要ナル所以ヲ申上テヤウト思ヒマス、唯今床次君ノ御議論ヲ伺ヒマシテ大ナル敬意ヲ以テ之ヲ拜聴シテ居リマシタ、其御議論ノ趣意ハ支那人ト日本人ト云フモノハ親密ナル關係ヲ結バナケレバナラヌ、從ツテ總テノ事ニ區別ヲシテハイケナイ、一視同仁ノ方針ヲ以テ經濟上政治上進シテ往カナケレバナラナイ、此結果トシテ總テノ事ヲ合辦ニシ胸襟ヲ披イテ提携ヲシテ往カナケレバナラナイ、此主義ノ下ニ日支銀行ト滿洲銀行ト云フモノヲ一ツノモノニシ、サウシテ重役總テノモノヲ半分宛出シ、別ニ兩方ノ區別ヲ立テナイデヤッタ宜カラウト云フ御議論デゴザイマシタガ、私ノ狹キ經驗ニ依リマスルト云フト、滿洲ト支那トハ餘程事情ガ違フテ居リマ

スシ、ソレカラ合辦ト云フコトハ是ハ餘程考ベキ問題デアツテ、合辦ノ必要ナル場所ニハ合辦ヲ以テヤレバ宜シ、若シ必要ノナイ場合アレバ合辦ハ成ベクシナイ方が宜シ、是ガ私ノ支那ニ對スル見解デアリマス、滿洲ニ於テハ何故ニ合辦ヲ必要トシナイカト申シマスルト、滿洲ニ於テハ支那ト事情ガ違フテ居リマシテ謂ハバ我が日本ノ勢力範圍デ本年ノ——ヤ昨年ノ此日支外交ノ結果トシマシテ土地ノ租借權モ得ルコトガ出來マシタ、從ツテ茲ニ不動產擔保ノ貸付ヲ必要トスルト云フ事情ガ起ツテ參ツタ、此目的ノ爲ニ滿洲銀行ト云フモノ、必要ヲ吾ミカ叫ビテゴザイマス、サウスレバ此滿洲ニ於テ金融ヲ經營スル上ニ於テハ、今日ハ支那人ノ力ヲ要シナイ、支那人ト何等ノ交渉ヲ要シナイデ此銀行ヲ遂行スルコトガ出來ルデアリマシテ、此點ニ於テハ私ハ此滿洲銀行ト云フモノハ日支銀行ト別ノ扱ヒヲシテ然ルベキモノト思フデアリマス(「ヒヤ」「ト呼フ者アリ」)更ニ此合辦ト云フコトニ付テハ私ハ出來ルルカ合辦ハ避ケタイ、總テノ事ニ於テ成程一視同仁ト云フ意味カラシマシテ、支那人ト共同ニ總テノ事ヲ經營シテ往クト云フコトハ理論ニ於テハ最モ大切デアリ、最モ道理アルコトニ聞ヘマスノデアリマス、支那ノ今日ノ事情、又支那人ノ性格ト云フモノハ、ナカク、日本人ガ日本人ト士テイロク、ナ相談ヲ運ビマスヤウナ譯ニハ參リマセヌ、國情ヲ異ニスルノミナラズ、總テノ性質ガ從合同文同種トハ言ヒナガラ非常ナ懸隔ガアルト私ハ思フテ居ルデアリマス、其爲ニ將來是ハ御互ニ——御互ニ研究シ御互ニ相理解シ、密接ナル關係ヲ以テ往カナケレバナラナイ、親類附合ヲシテ往カナケレバナラナイト云フコトハ申スマデアリマセヌガ、現在ノ事情トシテ直ニ此處デ合資——合辦組織ニシヤウ、直ニ相談ヲ支那ニシマシテサウシテ此銀行ヲ纏メルト云フコトハ、是ハ實情ニ於テ到底出來ナイ議論デアル、今日ハ到底出來ナイ議論ト私ハ思フデアリマス(「議長々々」「默レ何ヲ言フ」「議事進行ニ付テ」「今發言シテ居ル」)

「一讀會アナケレバ大體論ハ出來ヌ」ト呼フ者アリ)ツレ故ニ合辦ト云フコトニ付テテヨツト述ベタノデス(議長ノ御注意ヲ願ヒタイト呼フ者アリ)此意味ニ於テ私ハ免ニ角此合辦ト云フコトハ出來ルルカ避ケル、サウシテ御互ニ相理解シ、將來ニ於テハ其考ヲ以テ進マナケレバナラマセヌケレドモ、免ニ角現在ニ於テハ合辦ト云フコトハ出來ルルカ避ケタイト云フ意味ニ於キマシテ、此日支、滿洲銀行ト云フモノノ區別ヲ望ムデアリマス、ソレカラ資本ガ餘リ少ナイト云フコトデゴザイマス、之ハ私ハ是マデノ例ガ資本ガ餘リ多イト云フト却テ禍ヲ爲ス、假ニ東拓ノ如キ若クハ滿鐵ノ如キモ資本ガ多過ギル(「時間延長」ト呼フ者アリ)ツレガ爲メニ私ハ現在ノ案ヲ以テ至當ト思ヒマス、サウシテ此案ニ贊成ヲ致スノデアリマス、ドウカ十分御研究下スツテ御贊成ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 異議ガナイト認メテ第二讀會ヲ開クコトニ……

(「異議ガアルデヤナイカ」「反對意見ガアル」「採決ヲ要ス」「二讀會ヲ開クベシト云フコトニ決シタラウレ宜シ」「ノー」「ソナモノガ開ケルナラ開イテ御覽ナサイ」ト呼フ者アリ)

○議長(島田三郎君) 床次君ノ反對意見ガアリマス、——ツレ故ニ二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ起立ニ問ヒマス、二讀會ヲ開クベシト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(島田三郎君) 多數デアリマス、二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○福田又一君 直ニ二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略致シマシテ委員長報告ノ通り可決確定セラレシコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 福田君ノ説ニ異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

滿洲銀行法案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 御異議ナシト認メテ本案ハ委員長報告通り可決確定致シマス、時間ヲ延長致シマス。日程第九、元屯田歩兵扶助ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス。委員長加藤彰廉君

第九 元屯田歩兵扶助ニ關スル法律案(請願委員長提) 第一讀會

元屯田歩兵扶助ニ關スル法律案

第一條 明治二十五年以後明治二十七年以前ニ召募シタル屯田歩兵ニシテ明治二十七年勅令第九十四號ニ依リ現役年限ヲ延長セラレタル者又ハ明治二十三年勅令第八十一號屯田兵條例第四條ニ依リ其ノ兵役ヲ相續シタル者及此等ノ者ノ家督相續人ハ延長ノ現役ヲ勤務シタル期間ニ相當スル扶助料ヲ請求スルコトヲ得

第二條 扶助料ハ一人ニ付一箇月金二圓七十錢ノ割合ニ依ル一箇月未滿ハ之ヲ一箇月ト看做ス

一戸ノ人員ハ三人ト推定ス若公文書ニ依リ十六歳以上六十歳未滿ノ者三人以上アリタルコト明カナルトキハ其ノ人員ニ依ル

第三條 本法ニ依リ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行後一箇年以内ニ北海道廳長官ヲ經由シテ大藏大臣ニ請求スヘシ

請求書ニハ請求ノ事由ヲ具シ證據ヲ添付スヘシ

第四條 扶助料ハ公債ヲ以テ支給スルコトヲ得但シ五十圓未滿ノ金額ハ現金ヲ以テ支拂フヘシ

第五條 大藏大臣ノ處分ニ不服アル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(加藤彰廉君登壇)

○加藤彰廉君 元屯田歩兵扶助ニ關シマスル所ノ法律案ニ付キマシテハ、元北海道旭川外二村ノ屯田兵ニ救助ヲ致スト云フ趣意デゴザイマス、其事情ハ最初屯田兵ヲ募集致シマスル時ニ、二年ノ兵役義務ト云フコトト、サウシテ其二年間ハ家族ヲ扶助スルコトニ付此主ナル二ツノ條件ニ依リテ募集シタルデゴザイマス、サウシマシテ其二年間ニ一定ノ米ト一定ノ料金ヲ與ヘテ、サウシテ兵役ノ義務ニ就カシメタルデゴザイマス、然ルニ明治二十七年ニ至リマシテ突然勅令第九十四號ヲ以テ此二年ノ兵役ヲ四年間延長シマシテ、都合七年間ノ兵役義務ニシタルデゴザイマス、然ルニ此時ニ於キマシテ兵役ノ義務ヲ七箇年ニ延長シマシタルモ、ソレト同時ニ此四年間——後ノ延長シマシタル四年間ニ生活費トシテ家族ニ給與致スベキ扶助米並ニ料金ト云フモノヲ、一文モ政府ハヤラナカッタデゴザイマス、言換ヘレバ後ノ四年間ト云フモノハ政府ガタダ人ヲ使ツタデゴザイマス、四年間ケケ奉公ヲサセタルデゴザイマス、此ニ於キマシテ其移住致シマシタル所ノ屯田兵ノ家族共ハ生活ノ費用ガ無クナッタデゴザイマシテ、或ハ財産ヲ

賣リ或ハ借錢ヲシテ漸ク生活ヲシテ來タルデゴザイマス、所ガ段々ト疲弊ヲ致シテ參リマシテ、今日ニ於キマシテハ旭川村外二村ノ窮狀ト云フモノハ實ニ見ルニ忍ビナイト云フ有様サウデゴザイマス、是ガ爲ニ十數年前カラ度々請願ヲ致シマシテ、扶助ノコトヲ願フテ來タルデゴザイマス、其度毎ニ本院ニ於キマシテモ其請願ヲ通過シテ政府ニ其事ヲ通報シタルデアリマス、ケレドモガ政府ハ言フ左右ニ託シテ今日マデ此憐ムベキ六十近クノ人民ヲ救助シナイノデゴザイマス、此ニ於キマシテ請願委員會ニ於キマシテハ法律ヲ作ツテ、サウシテ法律トシテ政府ニ此救助ヲセシメナケレバナラヌト云フコトニ議決ガ出來マシテ、サウシテ此度此法律案ヲ提出シタルデゴザイマス、元屯田兵ノ困窮シテ居リマスル有様、竝ニ當然之ヲ政府ガ救助シナケレバナラナイ管ノモノデアルト云フコトニ付キマシテハ、尙詳シク申上ゲタイト思ヒマスケレドモ、何レ又特別ノ委員デモ出來マシテ十分御調査ノアルコト信ジマスカラ大略是デ止メテ置キマス

○福田又一君 本案ハ請願委員長ノ提出デアリマスルカラシテ、直ニ確定致シテモ宜シイトモ考ヘマスケレドモ、尙慎重ニ審議スル爲ニ議長指名九名ノ委員ニ付託シテ審査サレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 福田君ノ議ニ御異議ガナイト認メ、議長指名九名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、日程第十、醫師法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長山根正次君

第十 醫師法中改正法律案(山根正次君 外二名提出)

○山根正次君 此ニ委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、委員會ヲ開クコトニ回デアリマシタ、總テノコトハ速記録ニ載テ居リマスルカラ御覽ノコトト存ジマシテ精シイコトヲ申シマセヌ、イロクノ質問モ出マシタガ、又政府ニ對シマシテモ是ハドウデアルカト云フコトヲ問フ際、政府デモ之ハ全然反對デハナイ、反對デハナイガ之ヲ勅令ニ改メルト云フコトハ贊成ガ出來ナイト云フコトデゴザイマス、ソコデ委員カラ修正ガ出マシテ第八條ノ一號中ニ設立スルコトヲ得トアルヲ設立スヘシトシテ、後トハ内務大臣勅令ヲ以テ之ヲ定ムト云フコトニハ贊成ヲシナイ、是ハ修正ヲシタ方ガ宜カラウ是ダケノコトニナッタデアリマス、強制設立ヲ今日ハ必要トスル理由ニ付テ、此間カラ大分質問ガ出マシタガ、醫師會ヲ強制シテサウシテ醫師ヲシテ其團結ヲ鞏固ニシ、其紀律節制ノ下ニアリテ業務ヲ行ハシムルノガ宜シイト云フコトヲ考ヘタルデアリマス、サウシテ衛生ニ醫務衛生ニ關スル事項ノ改善發達ヲ圖ルト云フコトハ、醫師會ヲ強制シタ方ガ宜シイト云フコトノ原因ニナツテ居リマスルガ、ドウカ此修正通り全會一致ヲ以テ決シタルデゴザイマスルカラ、此處ニ於テモ御贊成ヲ願ヒマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 第二讀會ヲ開クヤ否ヤヲ決シマス、第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メテ第二讀會ヲ開クコトニ決シマス

〔定足數ガナイ〕又ハアルノト呼フ者アリ

○福田又一君 直ニ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略致シマシテ委員長報告ノ通り可決確定セラレムコトヲ望ミマス

○議長(島田三郎君) 福田君ノ議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

醫師法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(島田三郎君) 御異議ガナイト認メテ本案ハ委員長報告ノ通り可決確定致シマス

〔定足數ガアリマセヌ〕「アルノ」
〔數テ極マルコトヲソナ無法ナコトヲ言フナ〕「アルカナイカ調ベテ見ロ」
〔定足數ヲ缺イテ居ル有ルトハ何ダ〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 定數ガ足りナケレバ延會致シマスガ……
〔足ラヌト思ヒマス〕「調ベテ見ロ」
〔アルカナイカ議長ノ方テ調ベタラハ宜イ〕ト呼フ者アリ

○福田又一君 缺イテ居レバ少シ待ツテ喚ンテ來テ貫ヒマセウ

○議長(島田三郎君) 定數ノ不足ヲ一應補ツテ、ソレガ愈、不足デアレバ延會致シマス——現在定數不足デアリマス

〔ソレヂヤ一應休憩〕ト呼フ者アリ

○福田又一君 二十分程御待チニナリマシテ尙定數ヲ缺キマスレバ延會ヲ願ヒマス

○議長(島田三郎君) 總テ規則通りニ致シマス、二十分ト云フ制限ハアリマセヌ

○福田又一君 適當ナ時間
〔散會ヲ願ヒマス〕ト呼フ者アリ

○議長(島田三郎君) 定數補充ノ見込ガアリマセヌ、ソレデハ延會ヲ致シマス——マダ散會ハ致シマセヌ——議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、是デ散會致シマス

午後六時五分散會